

平成 2 1 年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成 2 2 年 1 2 月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計106地方公共団体からの報告に基づき、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成22年12月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

. 特定施設の届出等の状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		5
. 設置者による測定結果報告状況		7
. 土壌汚染対策の状況		8
. 都道府県・政令市における条例制定状況		8
. その他		8
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)	13
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括 - 全国)	15
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種別 - 都道府県・政令市別)	16
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況(施設種別・総括 - 都道府県・政令市別)	36
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)	58
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)	64
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別) - 都道府県・政令市別)	66
表 - 11	適用除外等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	84
表 - 12	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	84
表 - 13	適用除外等の状況(大気・水質別 - 都道府県・政令市別)	85
表 - 14	その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)	86
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係 - 全国)	89
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係 - 全国)	91
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	92
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	101
表 - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	112
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・全国)	113
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	114
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・全国)	115
表 - 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種別 - 都道府県・政令市別)	116
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種別 - 都道府県・政令市別)	132

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	140
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	154
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	158
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	159
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	161
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	162
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)	163
表 - 3	法第 34 条第 1 項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	164
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	166
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)	167
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……	168
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 22 年 6 月 30 日現在)……………	169
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 22 年 6 月 30 日現在)……………	172
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 22 年 6 月 30 日現在)……………	173
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 22 年 4 月～6 月)……………	174
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別:平成 22 年 4 月～6 月)……………	175
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成 22 年 4 月～6 月)……………	177
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成 22 年 4 月～6 月)……………	178
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 22 年 4 月～6 月)……………	179
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 22 年 4 月～6 月)……………	199

特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

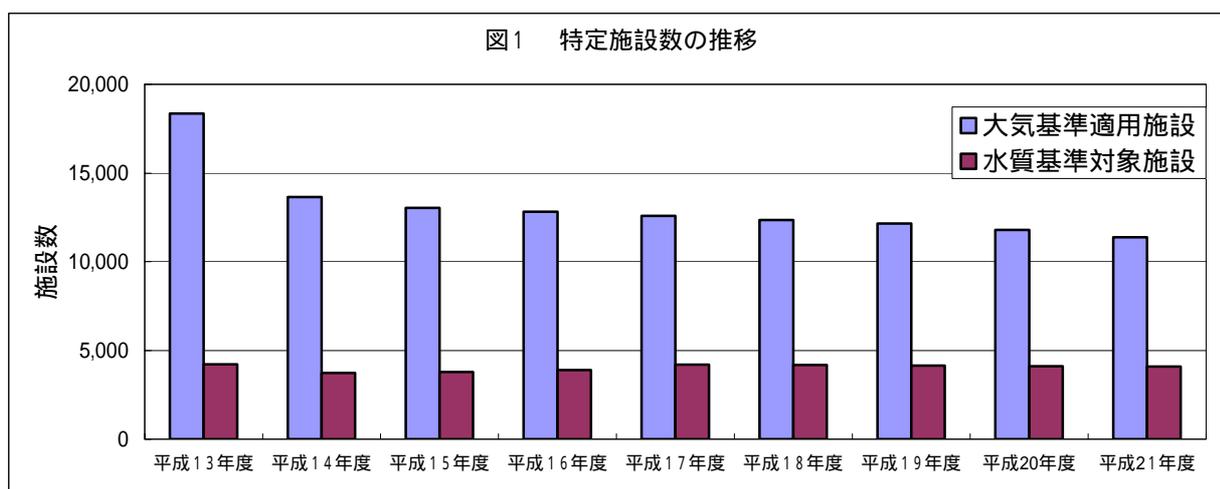
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成22年3月31日において、大気基準適用施設数は11,364、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,083である。事業場数は、大気関係が8,250、水質関係が1,840である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数11,391、水質基準対象施設数4,100であり、事業場数は、大気関係8,259、水質関係1,846である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成21年度はほぼ前年度並であった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3～5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成20年度末の施設数	11,729
	平成21年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	113
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	3
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	481
	平成21年度末の施設数 (事業場数)	11,364 (8,250)
鉱山保安法等関係法令施設	平成21年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	27 (19)
計	平成21年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	11,391 (8,259)

注2) 既設の未届施設で、平成21年度に新たに届出がなされたもの。

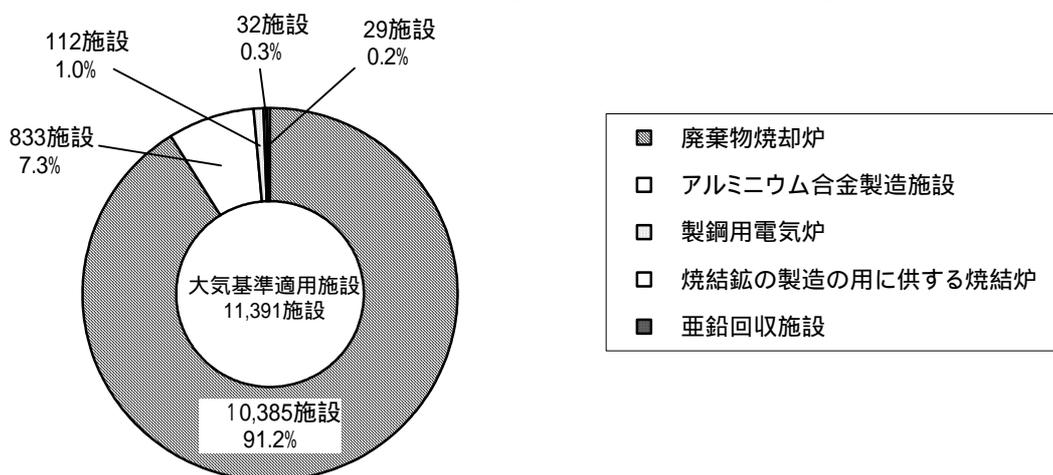
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分(10事業場)を除いた値である。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く10,385施設であり、全体の91.2%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設833施設、製鋼用電気炉112施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合 (平成21年度末現在)



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4 , 0 7 0 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 7 , 3 2 1 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出(瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。)等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表 2)

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 2 0 年度末の施設数	4 , 1 1 2
	平成 2 1 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注 6)} [新設 (法第 1 2 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 5 条第 1 項)]	8 3
	使用届出 ^{注 7)} [既設 (法第 1 3 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 7 条第 2 項)]	1 1
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注 8)} (法第 1 4 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 8 条第 1 項) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条)	1 2 3
	平成 2 1 年度末の施設数 (事業場数)	4 , 0 8 3 (1 , 8 4 0)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 1 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 9)}	1 7 (1 1)
計	平成 2 1 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 10)}	4 , 1 0 0 (1 , 8 4 6)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 2 1 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

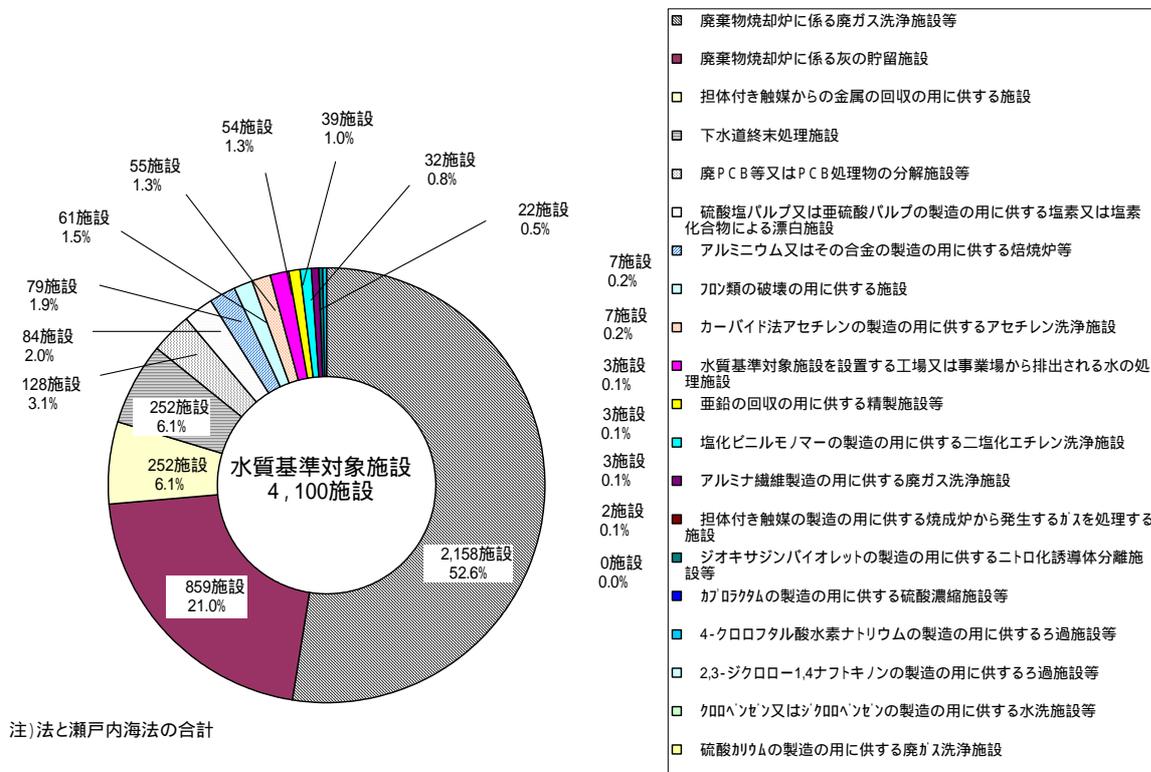
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分 (5 事業場) を除いた値である。

平成 2 1 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 2 , 1 5 8 施設、灰の貯留施設が 8 5 9 施設

であり、合わせて、全体の73.6%を占めている。ついで、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設ならびに下水道終末処理施設がそれぞれ252施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成21年度末現在)



1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

・ 特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係5,683件、水質関係918件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係11件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係2,479件（口頭指導1,408件、文書指導1,071件）、水質関係135件（口頭指導67件、文書指導68件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設65件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）3件であり、それらのうち、9件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令5件、一時停止命令4件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	5,683	918
命令件数 ^{注12)}	11	0
指導件数 ^{注13)}	2,479	135
基準超過件数 ^{注14)}	65	3

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4 ~ 5）

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

. 設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、8,224施設（報告対象施設数11,375）報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、141施設（対象施設417）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、613事業場（報告対象事業場数685）報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は2事業場（報告対象事業場数13）から報告があった。

注15)平成21年4月1日から平成22年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	8,224 (11,375)	613 (685)

注16)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設8,365件、水質基準適用事業場615件となる。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況(表 - 9、10)

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況(表 - 11)

表 - 11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

. 土壌汚染対策の状況

表 - 1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかったが、福島県が平成22年3月に対策地域の区域を変更している。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2に全国の状況を、表 - 3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

. 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成22年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体(岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市)で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

. その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況(表 - 1~2)

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3 ~ 5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成22年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成22年6月末までの措置状況（表 - 6 ~ 11）

表 - 1（大気基準適用施設）及び表 - 3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6に全国の状況を、表 - 7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成22年6月30日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）^{注1）注2）}

大気基準適用施設		平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		70 (70)	112 (112)	111 (111)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		12 (11)	29 (27)	22 (20)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		240 (240)	833 (833)	840 (840)
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/h以上	-	1,112 (1,106)	1,126 (1,120)
	2t/h以上 4t/h未満	-	1,454 (1,453)	1,481 (1,480)
	2t/h未満 ^{注3)}	-	7,819 (7,801)	8,144 (8,126)
	小計	7,922 (7,914)	10,385 (10,360)	10,751 (10,726)
合計		8,259 (8,250)	11,391 (11,364)	11,756 (11,729)

注1) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉍山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設	平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31 (31)	84 (84)	85 (85)
カーバート法アセロンの製造の用に供するアセロ洗浄施設	40 (40)	55 (55)	56 (56)
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カルコキタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキ分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	5 (5)
カルコキセン又はジカルコキセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-カルコキ外酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	6 (6)
2,3-ジカルコキ-1,4-ナフトレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチンパイルットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチンパイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	35 (35)	79 (79)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7 (7)	39 (39)	27 (27)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成22年3月31日現在		【参考】 平成21年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		6 (6)	252 (252)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,000 (996)	2,158 (2,143)	2,206 (2,191)
	灰の貯留施設	403 (403)	859 (859)	844 (844)
	小計	1,403 (1,399)	3,017 (3,002)	3,050 (3,035)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		17 (17)	128 (128)	128 (128)
刃物類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		37 (37)	61 (61)	59 (59)
下水道終末処理施設		220 (220)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		30 (28)	54 (52)	55 (53)
合計		1,846 (1,840)	4,100 (4,083)	4,129 (4,112)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）

	平成21年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	平成22年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）	
								平成21年3月31日現在の設置基数	平成22年3月31日現在の設置基数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	-	0	32	15	0	0
製鋼用電気炉	111	1	0	-	0	112	70	0	0
焙焼炉	12	0	0	-	0	12		1	1
焼結炉	2	3	0	-	0	5		0	0
溶鉱炉	2	0	0	-	0	2	11	0	0
溶解炉	2	0	0	-	0	2		1	1
乾燥炉	2	4	0	-	0	6		0	0
小計	20	7	0	-	0	27		2	2
焙焼炉	28	0	0	-	1	27		0	0
溶解炉	753	6	0	-	12	747		0	0
乾燥炉	59	0	0	-	0	59	240	0	0
小計	840	6	0	-	13	833		0	0
4t/h以上	1,120	14	0	-3	+3	1,106		6	6(2)
2t/h以上～4t/h未満	1,480	7	1	-1	+2	1,453		1(1)	1(1)
2t/h未満	8,126	78	2	-9	+8	7,801		18(10)	18(11)
200kg/h以上～2t/h未満	2,879	17	1	-7	+4	2,777	7,914	12(6)	12(7)
100kg/h以上～200kg/h未満	3,575	45	1	-1	+2	3,437		5(3)	5(3)
50kg/h以上～100kg/h未満	1,159	12	0	-1	+2	1,103		1(1)	1(1)
50kg/h未満(0.5㎡以上)	513	4	0	0	0	484		0	0
小計	10,726	99	3	-13	+13	10,360		25(11)	25(14)
合計	11,729	113	3	-13	+13	11,364	8,250	27(11)	27(14)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成22年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	29 (29)	-	3 (3)
製鋼用電気炉		112 (112)	99 (99)	5 (5)	8 (8)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		29 (27)	23 (23)	-	6 (4)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		833 (833)	538 (538)	-	295 (295)
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	1,112 (1,106)	686 (680)	114 (114)	312 (312)
	2t/h以上 4t/h未満	1,454 (1,453)	1,081 (1,080)	121 (121)	252 (252)
	2t/h未満 ^{注3）}	7,819 (7,801)	4,865 (4,854)	411 (410)	2,543 (2,537)
	小計	10,385 (10,360)	6,632 (6,614)	646 (645)	3,107 (3,101)
合計		11,391 (11,364)	7,321 (7,303)	651 (650)	3,419 (3,411)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

水質基準対象施設	平成21年 3月31日現在の 設置基数					既設 注3)	法・瀬戸内 法間の移行 注4)			廃止等 注5)	平成22年3月31日 現在の設置基数		特定 事業場数 注6)
	a	b	c	d	e		a + b + c + e	平成21年 3月31日 現在の 設置基数	平成22年 3月31日 現在の 設置基数				
硫酸塩Ba/Pb (カドミウム)又は亜硫酸Ba/Pb (メチルメチル)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	85	0	0	0	0	0	0	0	1	84	0	0	
カドミウム法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	56	0	0	0	0	0	0	0	1	55	0	0	
硫酸カドミウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アセチレン繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
塩化ビニル等の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	
カドミウム法の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン酸分分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	
カドミウム法又はジカドミウムの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	
4-カドミウム触媒水素化の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	
2,3-ジカドミウム-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	
ジカドミウムイソプロピルアミンの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、過元誘導体分離施設、過元誘導体洗淨施設、シアン酸分分離施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
アセチレン又はその合金の製造の用に供する焙焼炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	80	0	0	0	0	0	0	0	1	79	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	27	12	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	253	0	0	0	0	0	0	0	1	252	0	0	
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	2,191	24	6	0	0	6	0	0	78	2,143	15 (9)	9 (5)	
	844	43	2	0	0	2	0	0	30	859	0	0	
	小計	3,035	67	8	0	8	0	0	108	3,002	15 (9)	9 (5)	
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	128	0	0	0	0	0	0	0	0	128	0	0	
刃物類の破壊の用に供する施設のうちドライマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	59	3	2	0	0	3	0	0	3	61	0	0	
下水道終末処理施設	252	1	1	-	1	1	-	2	252	220	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	0	0	0	0	0	0	1	52	28	2	2	
合計	4,112	83	11	0	11	123	0	123	4,083	17 (6)	17 (9)	11 (5)	

注1)法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
 注3)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
 注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7)法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 - 6 (1 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	13					13
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	20年度 未施設数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	20年度 未施設数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)		(a)	(b)	(c)	(e)	(f)			
札幌市							1	1						1
仙台市							2	3						3
さいたま市														
千葉市	2	2				2								
横浜市														
川崎市	1	1				1	1	4						4
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市							1	1						1
京都市														
大阪市							6	10						10
堺市							2	5						5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3				3	3	3	1					4
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市							1	1						1
前橋市														
川越市														
船橋市							1	1						1
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市							1	1						1
金沢市														
長野市														
岐阜市							1	2						2
豊橋市							1	1						1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市							4	5						5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3				3	2	2						2
倉敷市	1	4				4	2	6						6
福山市	1	5				5								
下関市														
高松市							1	1						1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2				2								
宮崎市														
鹿児島市														
合計	15	32	0	0	0	32	70	111	1	0	0	0	0	112

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)
		20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2					2					
茨城県	1	2					2					
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	2	2					2					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2					2					
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県		1					1					
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止		
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)				
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1				1	
宇都宮市													
前橋市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	2	1					1		3			3	
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	11	12	0	0	0	0	12	2	3	0	0	0	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	20年度 末施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1					1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市		4				4	1	7				8
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	4	0	0	0	6	20	7	0	0	0	27

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
		20年度 未施設数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度 未施設数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	6						18	1				1	18
青森県													
岩手県													
宮城県	1						2						2
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28					28
栃木県	13	3					3	59					59
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	11							44					44
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							12	1				13
富山県	16							40				2	38
石川県	1							1					1
福井県	4							17					17
山梨県	2							3					3
長野県	5							15					15
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	4				4	4	62	1			2	61
愛知県	40	9				1	8	114				3	111
三重県	8	2					2	32				1	31
滋賀県	5							18					18
京都府	2							4					4
大阪府	3							11					11
兵庫県	4	1					1	8					8
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	2							4				1	3
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							20				1	19
佐賀県	3							2	1				3
長崎県	1							1					1
熊本県	9							25	2				27
大分県	1							1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉					21年度 未施設数 (a+b+c- e-f)	
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止		
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)			
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1					3						3	
川崎市													
新潟市													
静岡市	4					20						20	
浜松市	1					2						2	
名古屋市	3					18						18	
京都市	1					8						8	
大阪市	1					2						2	
堺市	4					6						6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1					1						1	
北九州市	4	1				1	4				1	3	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1					1						1	
郡山市													
いわき市	1					1						1	
宇都宮市													
前橋市	2					3						3	
川越市	1					1						1	
船橋市	1					1						1	
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市	3					6						6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2					5						5	
岡崎市	1					2						2	
豊田市	7					30						30	
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2				2	14					14	
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1					1						1	
和歌山市													
倉敷市	2					8						8	
福山市													
下関市	2					12						12	
高松市	1					1						1	
松山市	1					1						1	
高知市													
久留米市	1					3						3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1					2						2	
宮崎市													
鹿児島市	1					2						2	
合計	240	28	0	0	0	1	27	753	6	0	0	12	747

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
北海道							18	1			1	18
青森県												
岩手県												
宮城県							2					2
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3					3	34					34
栃木県	2					2	64					64
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48					48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							12	1				13
富山県							40				2	38
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	17					17
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	72	1			2	71
愛知県	9					9	132				4	128
三重県	2					2	36				1	35
滋賀県	3					3	21					21
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							9					9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	1					1	5				1	4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3					3	23				1	22
佐賀県							2	1				3
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26	2				28
大分県							1					1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- e-f)
(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)	(a)	(b)	(c)	(e)	(f)	(a+b+c- e-f)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2					2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							5				1	4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
川越市							1					1
船橋市							1					1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	35					35
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2					2
合 計	59	0	0	0	0	59	840	6	0	0	13	833

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (7 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉																21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
	事業場 数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		20年度 未施設 数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	211	18						18	26	1						27	
青森県	107	10						10	24							24	
岩手県	123	2						2	24						1	23	
宮城県	117	6						6	28							28	
秋田県	63	3						3	13							13	
山形県	114	7						7	11							11	
福島県	97	5						5	32						2	30	
茨城県	374	25	2					27	64	4					3	65	
栃木県	171	10						10	34						1	33	
群馬県	120	15	1					16	26							26	
埼玉県	252	43						43	83						2	81	
千葉県	281	47					2	45	75	2					1	76	
東京都	200	119					12	107	44							44	
神奈川県	101	28	1					29	29							29	
新潟県	178	8						8	51							51	
富山県	76	6						6	15							15	
石川県	76								12							12	
福井県	103	6						6	15						1	14	
山梨県	66	3						3	22							22	
長野県	157	7						7	29							29	
岐阜県	221	2						2	35						3	32	
静岡県	288	31	1				1	31	46							46	
愛知県	217	47						47	49							49	
三重県	178	17						17	37							37	
滋賀県	103	5						5	21							21	
京都府	70	6						6	13							13	
大阪府	98	39						39	40							40	
兵庫県	215	19						19	40						4	36	
奈良県	165	5	1					6	24							24	
和歌山県	83								14						2	12	
鳥取県	80	5						5	8						2	6	
島根県	65	5						5	10							10	
岡山県	99	4						4	14							14	
広島県	124	9						9	21							21	
山口県	120	13						13	26			1				25	
徳島県	136	2						2	23							23	
香川県	123	7						7	8							8	
愛媛県	168	6						6	20							20	
高知県	116								14							14	
福岡県	218	15						15	33						2	31	
佐賀県	92	4						4	13							13	
長崎県	97	8						8	14							14	
熊本県	103	2						2	25							25	
大分県	53	1						1	13							13	
宮崎県	67	9						9	8							8	
鹿児島県	136								25		1				2	24	
沖縄県	74	8						8	22							22	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (7 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉																				
	事業場数 注1)	4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満											
		20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)				
(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	
札幌市	13	11						11	8												8
仙台市	19	10						10	6											1	5
さいたま市	24	11						11	3												3
千葉市	36	13						13	3												3
横浜市	64	27	1					27	4											1	4
川崎市	30	24						24	6												6
新潟市	48	9	3					12	10												10
静岡市	53	11						10	4											1	4
浜松市	40	8						8	11												11
名古屋市	38	17						17	1												1
京都市	45	21						21	1												1
大阪市	30	30						28	5						2						7
堺市	32	11	2					13	3												3
神戸市	25	20						17	3												3
岡山市	42	8						8	1												1
広島市	43	7						7	5											1	4
北九州市	32	19						19	5											1	4
福岡市	14	9						9	4												4
函館市	6	3						3													
旭川市	10	2						2	2												2
青森市	26	6						6	6												6
盛岡市	20	3						3	3												3
秋田市	13	4			2	2		4	3												3
郡山市	18	4						4	3											1	2
いわき市	21	15						15	5											1	4
宇都宮市	16	7						7	6											2	4
前橋市	31	3						3	4												4
川越市	11	4						4	3												3
船橋市	13	8						8	2												2
柏市	13	5						5	3												3
横須賀市	8	5						5	3												3
相模原市	15	10						7	2											1	1
富山市	34	2			1	1		2													
金沢市	25	5	2					7	4												4
長野市	19	3						3	1												1
岐阜市	18	5						5	6												6
豊橋市	11	3						3	3												3
岡崎市	20	7						7													
豊田市	15	5						5	2												2
大津市	14								7												7
高槻市	7	5						5	2												2
東大阪市	6	8						8	3												3
姫路市	31	13						13	11												11
尼崎市	13	8						7	3											1	3
西宮市	4	5						5	1												1
奈良市	23	4						4													
和歌山市	39	6						6	3												3
倉敷市	33	11						11	12												12
福山市	50	6						4	6												6
下関市	14	2						2	1												1
高松市	24	5						5													
松山市	26	5						5	3												3
高知市	24	3						3	1												1
久留米市	16	3						3													
長崎市	17	4						4													
熊本市	18	4						4	1												1
大分市	28	9						9	2												2
宮崎市	13	3						3	3												3
鹿児島市	27	4						4	4												2
合計	7914	1120	14	0	3	3	0	28	1106	1480	7	1	1	2	0	36					1453

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	117	2					3	116	79	2						3	78
青森県	32							32	57							3	54
岩手県	32						2	30	71	3							74
宮城県	32						1	31	58							3	55
秋田県	54						2	52	22								22
山形県	28							28	65	1						1	65
福島県	59						3	56	17								17
茨城県	86	2					2	86	236	2						18	220
栃木県	56						9	47	93	3						11	85
群馬県	50						1	49	39							1	38
埼玉県	95						2	93	36							3	33
千葉県	87						9	78	154	2						10	146
東京都	49							49	59							3	56
神奈川県	34							34	37	2						1	38
新潟県	68	1					4	65	74	2						7	69
富山県	22						2	20	40							2	38
石川県	30						5	25	47							2	45
福井県	34						2	32	52	2						3	51
山梨県	27						2	25	30								30
長野県	79						3	76	64	1						6	59
岐阜県	69	4						73	96							7	89
静岡県	95			2			3	90	114	2			1			5	112
愛知県	99						1	98	61	1						1	61
三重県	64						3	61	90	2						3	89
滋賀県	39							39	45							2	43
京都府	29							29	38	1						1	38
大阪府	46							46	25	1						3	23
兵庫県	75	1					4	72	118		1					6	113
奈良県	44						3	41	109	1						2	108
和歌山県	38						4	34	41							1	40
鳥取県	37							37	42							1	41
島根県	39						8	31	31							2	29
岡山県	45	1						46	57	2						1	58
広島県	58	1					1	58	67							7	60
山口県	55				1		3	53	56							4	52
徳島県	53						1	52	85							2	83
香川県	32			2	2		2	30	67								67
愛媛県	53							53	82	1						4	79
高知県	32						1	31	64							1	63
福岡県	59						1	58	95	2						2	95
佐賀県	51	1					2	50	45	1						3	43
長崎県	66						8	58	35								35
熊本県	45							45	40	1						1	40
大分県	20							20	19	1						1	19
宮崎県	22							22	36	1						2	35
鹿児島県	46		1				1	46	75	4						4	75
沖縄県	34						1	33	31							2	29

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (8 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 変更前 (d1)	規模 変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4	1					1	4
仙台市	4						1	3	8							8
さいたま市	6						1	5	3						1	2
千葉市	7							7	18						1	17
横浜市	9	1		1	1		1	9	12							12
川崎市	17							17	1							1
新潟市	16	3					1	18	24						3	21
静岡市	11						1	10	29						1	28
浜松市	21							21	20						2	18
名古屋市	4						1	3	18							18
京都市	10						1	9	18						3	15
大阪市	12			2			1	9	6						2	4
堺市	5							5	14							14
神戸市	3							3	13							13
岡山市	32							32	17						2	15
広島市	34						1	33	14						2	12
北九州市	18							18	11							11
福岡市	5							5	5	1					1	5
函館市	3							3	3	1					1	3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	13							13
盛岡市	5							5	8							8
秋田市	7						1	6	3							3
郡山市	1							1	8		1	1			1	7
いわき市	6							6	4						1	3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	5							5	19						1	18
川越市	2							2	4						1	3
船橋市	1							1	5							5
柏市	2							2	9						3	6
横須賀市	1							1	2							2
相模原市	14						3	11	4						1	3
富山市	10							10	17						1	16
金沢市	7						1	6	9							9
長野市	13						1	12	9						2	7
岐阜市	5							5	6							6
豊橋市	4							4	5						1	4
岡崎市	9						2	7	10							10
豊田市	4						1	3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	15						2	13
尼崎市	5							5	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	12							12	15						1	14
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	33							33
下関市	8							8	6							6
高松市	8							8	10						1	9
松山市	10							10	16						2	14
高知市	3							3	18							18
久留米市	4							4	7							7
長崎市	3							3	10						2	8
熊本市	5							5	9							9
大分市	16							16	7							7
宮崎市	2							2	7	1						8
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2879	17	1	7	4	0	117	2777	3575	45	1	1	2	0	185	3437

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満(0.5㎡以上)								
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(f)	(a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	22						2	20	11							11
青森県	10						1	9	10						2	8
岩手県	13						1	12	1							1
宮城県	10							10	7						1	6
秋田県	1							1	3							3
山形県	7						1	6	9							9
福島県	15						1	14	9	1						10
茨城県	33							33	13						1	12
栃木県	24							24	12							12
群馬県	24	1					1	24	5							5
埼玉県	91						3	88	18						2	16
千葉県	36						4	32	16							16
東京都	59	1					3	57	28						1	27
神奈川県	20						2	18	4							4
新潟県	30	1					2	29	20						1	19
富山県	8	1						9	3						1	2
石川県	8						2	6	1							1
福井県	12							12	6							6
山梨県	9							9	6							6
長野県	14							14	5							5
岐阜県	51	1					1	51	11							11
静岡県	44	1		1	2		6	40	26	1					2	25
愛知県	26	1						27	10							10
三重県	25							25	12						2	10
滋賀県	14							14	11							11
京都府	6							6								
大阪府	8							8	10						1	9
兵庫県	35	1					3	33	12						3	9
奈良県	14							14	3							3
和歌山県	9							9	5							5
鳥取県	7							7	1							1
島根県	4						1	3	10						1	9
岡山県	11						7	4	9						3	6
広島県	12	1						13	16						1	15
山口県	25						3	22	9							9
徳島県	10						1	9	4							4
香川県	16							16	7							7
愛媛県	31						2	29	17						1	16
高知県	15							15	4							4
福岡県	40							40	15							15
佐賀県	9							9	6						1	5
長崎県	5						2	3	4							4
熊本県	9						1	8	9							9
大分県	8							8	3							3
宮崎県	4						1	3								
鹿児島県	13							13	7							7
沖縄県	11							11	7						1	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満(0.5㎡以上)								
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 変更前	規模 変更後	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)	(f)	(a+b+c- d1+d2- e-f)	
札幌市	3							3	2							2
仙台市	1							1	1							1
さいたま市	12						1	11	6						3	3
千葉市	9							9	3							3
横浜市	31						1	30	6						1	5
川崎市	5						1	4	4							4
新潟市	10						1	9	2							2
静岡市	13							13	4							4
浜松市	4							4	1							1
名古屋市	9							9	7							7
京都市	15						1	14	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	2							2
神戸市	2	1						3	1							1
岡山市	3							3	2							2
広島市	1							1	3						1	2
北九州市									2	1						3
福岡市																
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	7							7
秋田市									1							1
郡山市	5						1	4								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	4							4	2							2
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	3						1	2								
横須賀市	1							1	5							5
相模原市	5						3	2	1						1	
富山市	9						1	8	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	1							1								
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	7						1	6								
豊田市	3	1					1	3								
大津市	1							1								
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	6							6	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									1							1
奈良市	6							6	2							2
和歌山市	7						2	5	8						1	7
倉敷市	2							2	3							3
福山市	5						1	4								
下関市									2						1	1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2							2	1							1
大分市	2							2	3	1						4
宮崎市	2						1	1								
鹿児島市	3	1					1	3	1							1
合計	1159	12	0	1	2	0	69	1103	513	4	0	0	0	0	33	484

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	20年度 未施設 数 注2)	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	20年度 未施設 数	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止										(a)
北海道	273	5					8	270	221	295	6					9	292
青森県	143						6	137	109	146					6	140	
岩手県	143	3					4	142	123	143	3				4	142	
宮城県	141						5	136	119	145					5	140	
秋田県	96						2	94	63	96					2	94	
山形県	127	1					2	126	115	129	1				2	128	
福島県	137	1					6	132	102	167	1				6	162	
茨城県	457	10					24	443	385	500	10				24	486	
栃木県	229	3					21	211	186	295	3				21	277	
群馬県	159	2					3	158	125	170	2				3	169	
埼玉県	366						12	354	268	419					12	407	
千葉県	415	4					26	393	286	426	4				26	404	
東京都	358	1					19	340	202	361	1				19	343	
神奈川県	152	3					3	152	102	153	3				3	153	
新潟県	251	4					14	241	183	266	5				14	257	
富山県	94	1					5	90	93	135	1				7	129	
石川県	98						9	89	77	99					9	90	
福井県	125	2					6	121	107	144	2				6	140	
山梨県	97						2	95	68	101					2	99	
長野県	198	1					9	190	162	215	1				9	207	
岐阜県	264	5					11	258	224	267	5				11	261	
静岡県	356	5		3	3		17	344	304	428	6		3	3	19	415	
愛知県	292	2					2	292	265	442	2				6	438	
三重県	245	2					8	239	186	281	2				9	274	
滋賀県	135						2	133	108	156					2	154	
京都府	92	1					1	92	72	96	1				1	96	
大阪府	168	1					4	165	104	187	1				4	184	
兵庫県	299	2	1				20	282	221	310	2	1			20	293	
奈良県	199	2					5	196	165	199	2				5	196	
和歌山県	107						7	100	83	107					7	100	
鳥取県	100						3	97	80	100					3	97	
島根県	99						12	87	67	103					12	91	
岡山県	140	3					11	132	100	143	3				11	135	
広島県	183	2					9	176	126	188	2				9	181	
山口県	184			1	1		10	174	126	201			1	1	11	190	
徳島県	177						4	173	136	177					4	173	
香川県	137			2	2		2	135	125	139			2	2	2	137	
愛媛県	209	1					7	203	169	212	1				7	206	
高知県	129						2	127	116	129					2	127	
福岡県	257	2					5	254	224	282	2				6	278	
佐賀県	128	2					6	124	96	131	3				6	128	
長崎県	132						10	122	98	133					10	123	
熊本県	130	1					2	129	113	158	3				2	159	
大分県	64	1					1	64	54	65	1				1	65	
宮崎県	79	1					3	77	68	80	1				3	78	
鹿児島県	166	4	2				7	165	138	168	4	2			7	167	
沖縄県	113						4	109	75	114					4	110	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	20年度 未施設 数 注2)	新設 注2)	既設 注3)	規模 变更前	規模 变更后	規模未 満変更	廃止	21年度 未施設 数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	20年度 未施設 数 (a)	新設 注2) (b)	既設 注3) (c)	規模 变更前 (d1)	規模 变更后 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	29	1					1	29	14	30	1					1	30
仙台市	30						2	28	21	33						2	31
さいたま市	41						6	35	24	41					6	35	
千葉市	53						1	52	38	55					1	54	
横浜市	89	2		1	1		4	87	65	93	2	1	1		4	91	
川崎市	57						1	56	32	62					1	61	
新潟市	71	6					5	72	48	71	6				5	72	
静岡市	72						3	69	57	92					3	89	
浜松市	65						2	63	41	67					2	65	
名古屋市	56						1	55	42	75					1	74	
京都市	67						5	62	46	76					5	71	
大阪市	60			2	2		5	55	37	72		2	2		5	67	
堺市	41	2						43	38	53	2					55	
神戸市	42	1					3	40	25	42	1				3	40	
岡山市	63						2	61	42	63					2	61	
広島市	64						5	59	44	66					5	61	
北九州市	55	1					1	55	41	66	2				2	66	
福岡市	23	1					1	23	14	23	1				1	23	
函館市	9	1					1	9	6	9	1				1	9	
旭川市	12							12	10	12						12	
青森市	35							35	26	35						35	
盛岡市	28							28	20	28						28	
秋田市	18			2	2		1	17	14	19		2	2		1	18	
郡山市	21			1	1		3	18	18	21		1	1		3	18	
いわき市	32						2	30	23	37					2	35	
宇都宮市	26						2	24	17	27					2	25	
前橋市	37						1	36	33	40					1	39	
川越市	15						1	14	12	16					1	15	
船橋市	19							19	15	21						21	
柏市	22						4	18	13	22					4	18	
横須賀市	17							17	8	17						17	
相模原市	36						12	24	15	36					12	24	
富山市	40			1	1		2	38	38	49		1	1		2	47	
金沢市	33	2					1	34	25	33	2				1	34	
長野市	27						3	24	19	27					3	24	
岐阜市	27							27	19	29						29	
豊橋市	16						1	15	14	22					1	21	
岡崎市	33						3	30	21	35					3	32	
豊田市	18	1					2	17	22	53	1				2	52	
大津市	16							16	14	16						16	
高槻市	14							14	7	14						14	
東大阪市	17							17	6	17						17	
姫路市	52						2	50	38	74	7				2	79	
尼崎市	21						1	20	13	21					1	20	
西宮市	8							8	4	8						8	
奈良市	28							28	24	29						29	
和歌山市	51						4	47	43	57					4	53	
倉敷市	52							52	38	70						70	
福山市	64						3	61	51	69					3	66	
下関市	19						1	18	16	31					1	30	
高松市	25						1	24	26	27					1	26	
松山市	35						2	33	27	36					2	34	
高知市	27							27	24	27						27	
久留米市	20							20	17	23						23	
長崎市	21						2	19	17	21					2	19	
熊本市	22							22	18	22						22	
大分市	39	1						40	30	43	1					44	
宮崎市	17	1					1	17	13	17	1				1	17	
鹿児島市	36	1					3	34	28	38	1				3	36	
合 計	10726	99	3	13	13	0	468	10360	8250	11729	113	3	13	13	0	481	11364

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 7 (1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種別・総括 - 都道府県別)

	硫酸塩 ^ナ ^ル (ケソ ^ナ ^ル)又は亜硫酸 ^ナ ^ル (サ ^ナ ^ル)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カ ^ナ ^ト 法 ^ル の製造の用に供する ^ル 洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数 (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数 (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
北海道	6	16						16	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	6						6								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1		1					1	
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	硫酸塩 ¹⁾ (ケソ ²⁾)又は亜硫酸 ¹⁾ (ソ ²⁾)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ ¹⁾ ト ²⁾ 法 ³⁾ の製造の用に供する ⁴⁾ 洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数 ^{注3)}	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	廃止	21年度末施設数 ^{注2)}	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数 ^{注3)}	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	廃止	21年度末施設数 ^{注2)}
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	(a+b+c+d1-d2-f)	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	(a+b+c+d1-d2-f)		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1	1							1
横浜市								1	3							3
川崎市																
新潟市	1	4				1	3	1	1							1
静岡市								1	4							4
浜松市								2	5							5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市								2	2							2
神戸市																
岡山市																
広島市								1	1							1
北九州市								2	2							2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3					3									
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1					1									
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	1							1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市								1	1							1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市								1	1							1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	31	85	0	0	0	0	1	84	40	56	0	0	0	0	1	55

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種別・総括 - 都道府県別)

	硫酸がらの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7mm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	硫酸加ワムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								7mm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法から 法への移行 注5) (d1)	法から 瀬法への移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	0	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニル樹脂の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県								1	9						9	
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県								1	6						6	
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県								1	4						4	
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県								2	9						9	
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニル等の製造の用に供する二酸化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 <small>注2)</small>	20年度 末施設 数 <small>注3)</small>	新設 <small>注4)</small>	既設 <small>注5)</small>	瀬法か ら法へ の移行 <small>注6)</small>	法から 瀬法へ の移行 <small>注6)</small>	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 <small>注2)</small>	20年度 末施設 数 <small>注3)</small>	新設 <small>注4)</small>	既設 <small>注5)</small>	瀬法か ら法へ の移行 <small>注6)</small>	法から 瀬法へ の移行 <small>注6)</small>	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)			
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2					2									
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1					1									
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市								1	4						4	
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	加 ^ろ 过 ^ろ の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シ ^リ カ ^分 離施設、廃ガス洗浄施設							加 ^ろ 过 ^ろ 又は ^ろ 过 ^ろ の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	1	3						3							
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	加 ^ろ ろ ^ろ ろ ^ろ の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シ ^ろ ろ ^ろ ろ ^ろ 分離施設、廃ガス洗浄施設							加 ^ろ ろ ^ろ ろ ^ろ 又は ^ろ ろ ^ろ ろ ^ろ の製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注4)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注4)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市		2												2	
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	2						2
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	5	0	0	0	0	2	3	1	2	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	4-硝酸・外酸水素トリウム等の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジブチル-1,4-ナフトールの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法か ら法へ の移行 注5) (d1)	法から 瀬法へ の移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3) (b)	既設 注4) (c)	瀬法か ら法へ の移行 注5) (d1)	法から 瀬法へ の移行 注5) (d2)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県		3							1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3							3							
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	4-硝酸外酸水素トリウム ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジ ^{注1)} 硝酸-1,4-ナフトレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	6	0	0	0	0	3	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	ジ`杆ザ`ン`バ`イレットの製造の用に供するニH化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニH化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ`杆ザ`ン`バ`イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+ d1-d2- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	4							4
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								5	11						1	10
石川県																
福井県								2	5							5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	18							18
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								4	5							5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7					7		1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	ジ'杆サ'ン' イレットの製造の用に供するニD化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニD化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'杆サ'ン' イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+d1-d2-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市								1	2							2
川崎市																
新潟市																
静岡市								1	3							3
浜松市																
名古屋市								1	8							8
京都市								1	4							4
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市								1	1							1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川崎市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市								1	1							1
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市								1	2							2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市								1	1							1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	35	80	0	0	0	0	1	79

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
北海道															
青森県	1	9					9								
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	4					4								
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県								3	49						49
千葉県															
東京都															
神奈川県								1	10					1	9
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県								2	194						194
愛知県	2	2					2								
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	1					1								
高知県															
福岡県	1	5	2				7								
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(c)	(d1)	(d2)	(f)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1	6					6								
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市			10				10								
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	7	27	12	0	0	0	39	6	253	0	0	0	0	1	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止
北海道	19	44						44	8	13							13
青森県	18	39		3			2	40	1	11	1	2					14
岩手県	5	5						5									
宮城県	1	6						6									
秋田県	2	3						3	5	7							7
山形県	13	13						13	8	8							8
福島県	14	35						35	18	25						1	24
茨城県	46	79					5	74	14	15	2						17
栃木県	2	4						4	5	6							6
群馬県	3	6						6	8	8							8
埼玉県	65	149					6	143	21	41							41
千葉県	37	99					8	91	15	40						1	39
東京都	35	144					4	140	16	91						3	88
神奈川県	14	47	5	3				55	7	18						3	15
新潟県	19	24						24	17	20							20
富山県	7	26						26	2	5							5
石川県	4	5						5	5	8						2	6
福井県	11	29					2	27	5	8							8
山梨県	5	9					1	8	4	4							4
長野県	31	81					2	79		24							24
岐阜県	30	39	1				1	39									
静岡県	42	65					2	63	4	12							12
愛知県	32	60					1	59	17	23							23
三重県	20	34					1	33	7	9							9
滋賀県	3	9						9	1	2							2
京都府	6	9						9	7	11							11
大阪府	36	115	1				1	115	3	25	2						27
兵庫県	22	47					2	45	28	33						2	31
奈良県	24	27						27	6	6							6
和歌山県	4	7					3	4	13	16							16
鳥取県	6	13						13	10	18							18
島根県	21	27	3				4	26	2	5						1	4
岡山県	12	17						17	6	12							12
広島県	9	19					2	17	4	5							5
山口県	24	56					1	55		2							2
徳島県	19	39					2	37	6	8							8
香川県	12	17						17	6	12							12
愛媛県	9	12	4					16	2	2							2
高知県	7	9						9									
福岡県	27	45	7					52	7	19						7	12
佐賀県	7	12					1	11	6	6							6
長崎県	9	15						15	6	8							8
熊本県	4	6						6	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	18	26						26	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 滴変更 注6)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場 数注2)	20年度 未施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 滴変更 注6)	廃止 (f)	21年度 未施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
札幌市	1	9						9	4	8							8	
仙台市	4	10					2	8	3	3							3	
さいたま市	4	6						6	3	6							6	
千葉市	5	18						18	2	11							11	
横浜市	4	16						16	4	20	2						22	
川崎市	14	37						37	5	5							5	
新潟市	8	11	1				1	11	2	4	1						5	
静岡市	5	7						7	4	4							4	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	4	20	2					22	1	4							4	
京都市	9	17						17		6							6	
大阪市	9	29					1	28		10							10	
堺市	5	5						5	6	7							7	
神戸市	5	16					4	12	2	8						3	5	
岡山市	10	11						11	3	5							5	
広島市	17	35					1	34	1	8							8	
北九州市	8	30					1	29	6	22	35						57	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3							3	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	3	9						9	1	2							2	
郡山市									2	2							2	
いわき市	7	17						17										
宇都宮市	5	15					2	13		6						1	5	
前橋市	3	3						3	3	6							6	
川越市	5	7						7	2	5							5	
船橋市									2	2							2	
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
相模原市	11	35					7	28		12						4	8	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	5					1	4										
長野市	7	14					2	12	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2						2	3	4							4	
岡崎市	4	9					2	7	1	3							3	
豊田市	2	4						4	4	6						1	5	
大津市	1	3						3	1	1							1	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		12						12										
姫路市	8	24					1	23	2	14							14	
尼崎市	7	19						19	3	4							4	
西宮市									2	2							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	2	3							3	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	6	14					2	12	1	2							2	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	4	6						6		2							2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	17						17		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									2	4						1	3	
合計	996	2191	24	6	0	0	0	78	2143	403	844	43	2	0	0	0	30	859

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未滴変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
北海道	27	57						57	1	3							3
青森県	19	50	1	5			2	54									
岩手県	5	5						5									
宮城県	1	6						6									
秋田県	7	10						10									
山形県	21	21						21	1	26							26
福島県	32	60					1	59									
茨城県	60	94	2				5	91									
栃木県	7	10						10									
群馬県	11	14						14									
埼玉県	86	190					6	184									
千葉県	52	139					9	130	1	2							2
東京都	51	235					7	228	1	3							3
神奈川県	21	65	5	3			3	70									
新潟県	36	44						44		1							1
富山県	9	31						31									
石川県	9	13					2	11									
福井県	16	37					2	35									
山梨県	9	13					1	12									
長野県	31	105					2	103									
岐阜県	30	39	1				1	39									
静岡県	46	77					2	75									
愛知県	49	83					1	82	1	1							1
三重県	27	43					1	42									
滋賀県	4	11						11									
京都府	13	20						20									
大阪府	39	140	3				1	142									
兵庫県	50	80					4	76									
奈良県	30	33						33									
和歌山県	17	23					3	20									
鳥取県	16	31						31									
島根県	23	32	3				5	30									
岡山県	18	29						29									
広島県	13	24					2	22	1	1							1
山口県	24	58					1	57									
徳島県	25	47					2	45									
香川県	18	29						29									
愛媛県	11	14	4					18									
高知県	7	9						9									
福岡県	34	64	7				7	64									
佐賀県	13	18					1	17									
長崎県	15	23						23									
熊本県	6	9						9									
大分県																	
宮崎県	2	2						2									
鹿児島県																	
沖縄県	24	32						32									

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)	事業場数 注2)	20年度 末施設数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
札幌市	5	17						17									
仙台市	7	13					2	11									
さいたま市	7	12						12									
千葉市	7	29						29	1	1							1
横浜市	8	36	2					38	1	1							1
川崎市	19	42						42	1	26							26
新潟市	10	15	2				1	16									
静岡市	9	11						11									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	5	24	2					26	1	1							1
京都市	9	23						23									
大阪市	9	39					1	38	2	5							5
堺市	11	12						12									
神戸市	7	24					7	17									
岡山市	13	16						16									
広島市	18	43					1	42	1	1							1
北九州市	14	52	35				1	86	1	13							13
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	5	6						6									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	4	11						11									
郡山市	2	2						2									
いわき市	7	17						17									
宇都宮市	5	21					3	18									
前橋市	6	9						9									
川越市	7	12						12									
船橋市	2	2						2									
柏市																	
横須賀市	4	18						18		1							1
相模原市	11	47					11	36									
富山市	5	9						9	2	2							2
金沢市	2	5					1	4									
長野市	8	15					2	13									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	6						6									
岡崎市	5	12					2	10									
豊田市	6	10					1	9	1	40							40
大津市	2	4						4									
高槻市	2	15						15									
東大阪市		12						12									
姫路市	10	38					1	37									
尼崎市	10	23						23									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	15	39						39									
福山市	7	16					2	14									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	3	4						4									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	8						8									
熊本市	2	4						4									
大分市	4	19						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	4					1	3									
合 計	1399	3035	67	8	0	0	0	108	3002	17	128	0	0	0	0	0	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 都道府県別)

	700類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 (a)	新設 注3)	既設 注4)	廃止 (f)	21年度 末施設 数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1					1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	3	3				3
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県	1	2	2			2	2	12	12					12
新潟県														
富山県	1	2					2	3	3					3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県	1	1					1	3	3					3
岐阜県	2	3					3	2	2					2
静岡県	2	3					3	2	2					2
愛知県	3	4					4	7	8			1		7
三重県								2	2					2
滋賀県	1	1					1	2	2					2
京都府								2	2					2
大阪府	1	2					2	14	14					14
兵庫県								5	5					5
奈良県								1	1					1
和歌山県														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								1	1					1
広島県	1	2					2							
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3					3							
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2					2	1			1			1
長崎県								2	2					2
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	2	2					2	1	1					1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	701類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	瀬法か ら法へ の移行 注5)	法から 瀬法へ の移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数 注3)	新設 注3)	既設 注4)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f) 注2)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(f)			
札幌市								5	5				5	
仙台市								2	2				2	
さいたま市														
千葉市								2	4				4	
横浜市								6	22				22	
川崎市								2	5				5	
新潟市	1	1					1	1	1				1	
静岡市	1	2					2	2	4				4	
浜松市								2	2				2	
名古屋市								6	5	1			6	
京都市								4	4				4	
大阪市								8	8				8	
堺市	1	1					1	2	2				2	
神戸市								5	5				5	
岡山市								1	1				1	
広島市								5	7				7	
北九州市	1	2					2	3	4				4	
福岡市								3	3				3	
函館市								1	1				1	
旭川市								1	1				1	
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2				2	
郡山市								1	1				1	
いわき市								1	1				1	
宇都宮市														
前橋市		1				1		1	3				3	
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2				2	
相模原市	1			2			2							
富山市	1	1					1	2	2				2	
金沢市								1	1				1	
長野市								3	3				3	
岐阜市								2	2				2	
豊橋市								1	1				1	
岡崎市									1			1		
豊田市														
大津市								1	1				1	
高槻市								1	4				4	
東大阪市								2	2				2	
姫路市	1	2					2	2	2				2	
尼崎市								2	2				2	
西宮市								2	2				2	
奈良市														
和歌山市								2	2				2	
倉敷市								1	1				1	
福山市								1	1				1	
下関市	1	1					1							
高松市								2	2				2	
松山市														
高知市	1	2					2	1	1				1	
久留米市														
長崎市								1	1				1	
熊本市								2	2				2	
大分市														
宮崎市								1	1				1	
鹿児島市	1	2	1				3	1	1				1	
合計	37	59	3	2	0	0	3	61	220	252	1	1	2	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種別・総括 - 都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	廃止	21年度末施設数 (a+b+c+d1-d2-f)	事業場数 ^{注2)}	20年度末施設数	新設 ^{注3)}	既設 ^{注4)}	瀬法から法への移行 ^{注5)}	法から瀬法への移行 ^{注5)}	規模未済変更 ^{注6)}	廃止
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)		
北海道							41	83							83	
青森県							23	68	1	5				2	72	
岩手県		1					1	7							8	
宮城県		2					2	6							17	
秋田県		1					1	7							11	
山形県							22	47							47	
福島県		1					1	36						4	69	
茨城県							70	117	2					5	114	
栃木県							13	19							19	
群馬県							17	21							21	
埼玉県							104	257						6	251	
千葉県	3	4					4	64	156					9	147	
東京都							73	259						7	252	
神奈川県							37	92	7	3				6	96	
新潟県	4	9					9	42	73						73	
富山県							20	50						1	49	
石川県							9	13						2	11	
福井県							19	43						2	41	
山梨県							10	14						1	13	
長野県		2					2	36	113					2	111	
岐阜県							36	46	1					1	46	
静岡県		1					1	60	308					2	306	
愛知県	2	2					2	71	111					2	109	
三重県	1	2					2	33	65					1	64	
滋賀県							11	19							19	
京都府							16	23							23	
大阪府							54	156	3					1	158	
兵庫県							58	91						4	87	
奈良県							31	34							34	
和歌山県							17	23						3	20	
鳥取県							21	39							39	
島根県							25	34	3					5	32	
岡山県							20	31							31	
広島県	1	2					2	21	35					2	33	
山口県	1	1					1	30	75					1	74	
徳島県							26	49						2	47	
香川県	1	1					1	23	37						37	
愛媛県	2	4					4	17	33	4					37	
高知県							7	9							9	
福岡県	1	1					1	37	71	9				7	73	
佐賀県							15	20		1				1	20	
長崎県							18	26							26	
熊本県							7	10							10	
大分県																
宮崎県							4	5							5	
鹿児島県							1	2						1	1	
沖縄県	1	1					1	29	37						37	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括 - 政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2- f)	事業場 数 注2)	20年度 末施設 数	新設 注3)	既設 注4)	瀬法から 法への移行 注5)	法から 瀬法への移行 注5)	規模未 満変更 注6)	廃止	21年度 末施設 数 (a+b+c+ d1-d2-e -f)
	(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(f)		(a)	(b)	(c)	(d1)	(d2)	(e)	(f)			
札幌市								10	22						22		
仙台市								9	15						2	13	
さいたま市								7	12							12	
千葉市	1	1					1	12	36							36	
横浜市	2	2					2	19	66	2						68	
川崎市	1	1					1	23	74							74	
新潟市		1					1	15	25	2					2	25	
静岡市								14	24							24	
浜松市								8	20							20	
名古屋市								14	41	3					2	42	
京都市								14	31							31	
大阪市								19	52						1	51	
堺市								16	17							17	
神戸市								12	29						7	22	
岡山市								14	17							17	
広島市								25	52						1	51	
北九州市		1					1	21	74	35					1	108	
福岡市								8	25							25	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								5	6							6	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								8	15							15	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	10	27							27	
宇都宮市	1	1					1	6	22						3	19	
前橋市								7	13						1	12	
川越市								7	12							12	
船橋市								2	2							2	
柏市																	
横須賀市								6	21							21	
相模原市	1	3				1	2	13	50		2				12	40	
富山市	1	1					1	11	15							15	
金沢市								3	6						1	5	
長野市								11	18						2	16	
岐阜市								6	6							6	
豊橋市								4	7							7	
岡崎市	1	1					1	6	14						3	11	
豊田市								8	51						1	50	
大津市								3	5							5	
高槻市								3	19							19	
東大阪市								2	14							14	
姫路市	1	1					1	16	46	10					1	55	
尼崎市								12	25							25	
西宮市								4	4							4	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	17	45							45	
福山市								8	17						2	15	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								5	7							7	
久留米市								3	3							3	
長崎市								5	9							9	
熊本市								4	6							6	
大分市	2	3					3	7	23							23	
宮崎市								2	4							4	
鹿児島市								4	7	1					1	7	
合 計	28	53	0	0	0	0	1	52	1840	4112	83	11	0	0	0	123	4083

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 8 (1 a) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設										
	21年度末 事業場数	焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉	
		21年度末 施設数	20年度末 施設数								
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県	1	1	1					1	1		
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 - 8 (1 b) 鋳山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設										
	21年度末 事業場数	焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉	
		21年度末 施設数	20年度末 施設数								
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合 計	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)

注 1) 法第 3 6 条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋳山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 - 8 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設		廃棄物焼却炉								
	小計		21年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上 ~ 4t/h未満		200kg/h以上 ~ 2t/h未満		100kg/h以上 ~ 200kg/h未満	
	21年度末 施設数	20年度末 施設数		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
北海道			1 (1)							1 (1)	1 (1)
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県			2 (2)					2 (2)	2 (1)		
茨城県											
栃木県			1 (1)	2 (2)	2						
群馬県	2	2								1	1
埼玉県											
千葉県											
東京都			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県			1							1	1
福井県			2 (2)					2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県			1					1	1		
香川県											
愛媛県			2	3	3			1	1		
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県			2					2	2		

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 - 8 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設		廃棄物焼却炉								
	小計		21年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上 ~ 4t/h未満		200kg/h以上 ~ 2t/h未満		100kg/h以上 ~ 200kg/h未満	
	21年度末 施設数	20年度末 施設数		21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市			1					1	1		
横浜市			1 (1)					1 (1)	1 (1)		
川崎市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市			1 (1)			1 (1)	1 (1)				
宇都宮市											
前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
相模原市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市			1	1	1						
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	2 (0)	2 (0)	18 (10)	6 (2)	6 (0)	1 (1)	1 (1)	12 (7)	12 (6)	5 (3)	5 (3)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 - 8 (3 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計		
	50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計				
	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末		20年度末
							事業場数	施設数	施設数
北海道					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県					2 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (1)
茨城県									
栃木県					2 (2)	2	1 (1)	2 (2)	2
群馬県					1	1	1	3	3
埼玉県									
千葉県									
東京都					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県					1	1	1	1	1
福井県	1 (1)	1 (1)			5 (5)	5 (5)	2 (2)	5 (5)	5 (5)
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県					1	1	1	1	1
香川県									
愛媛県					4	4	2	4	4
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 8 (3 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計		
	50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		小計				
	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 施設数	20年度末 施設数	21年度末 事業場数	21年度末 施設数	20年度末 施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市					1	1	1	1	1
横浜市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市					1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
宇都宮市									
前橋市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市					1	1	1	1	1
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	25 (14)	25 (11)	19 (10)	27 (14)	27 (11)

注 1) 法第 3 6 条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 - 9 (a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	
山形県															
福島県	2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)				2 (2)	4 (4)	4 (1)
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 - 9 (b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計								
	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末	21年度末		20年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)	1 (1)	1 (1)
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)				1 (1)	3 (3)	3 (3)
宇都宮市															
前橋市															
川崎市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	9 (5)	15 (9)	15 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (5)	15 (9)	15 (6)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	11 (5)	17 (9)	17 (6)

注 1) 法第 3 6 条の規定に基づき把握された水質基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

表 - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	焼結鋳の製造の用に供する焼却炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設									
	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鋳炉			
						法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)	
																	21年度 未施設 数 (a+c)
北海道	1	1		3	3												
青森県				1	1												
岩手県																	
宮城県				2	2												
秋田県																	
山形県																	
福島県									2	2							
茨城県	2	2		5	5			2	1	1							
栃木県				2	2												
群馬県				1	1												
埼玉県				5	4	1											
千葉県	3	3															
東京都				3	3												
神奈川県				1	1												
新潟県				3	3												
富山県				1	1												
石川県																	
福井県																	
山梨県																	
長野県																	
岐阜県																	
静岡県																	
愛知県	3	3		13	11			2	2	2							
三重県																	
滋賀県																	
京都府																	
大阪府				4	3			1									
兵庫県	1	1		1	1												
奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県																	
島根県				4	4												
岡山県																	
広島県	2	2															
山口県				12	10			2									
徳島県																	
香川県																	
愛媛県									2	2							
高知県																	
福岡県																1	1
佐賀県				1	1												
長崎県																	
熊本県				1	1				1		1						
大分県																	
宮崎県																	
鹿児島県																	
沖縄県				1	1												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設								
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉		
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
札幌市				1	1											
仙台市				3	2		1									
さいたま市																
千葉市	2	1	1													
横浜市																
川崎市	1	1		4	4											
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市				1	1											
京都市																
大阪市				10	9	1										
堺市				5	5											
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市	3	3		4	2		2									
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市								1	1		1	1				
宇都宮市				1		1										
前橋市																
川越市																
船橋市				1		1										
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市				1		1										
金沢市																
長野市																
岐阜市				2	2											
豊橋市				1	1											
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市				5	5			1	1		3	3				
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1							
倉敷市	4	4		6	6											
福山市	5	4	1													
下関市																
高松市				1	1											
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市	2	2														
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	32	29	3	112	99	5	8	12	10	2	5	4	1	2	1	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (2 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設									アルミニウム合金製造施設					
	溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉		
	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)												
北海道												18	5	13	
青森県							2		2						
岩手県															
宮城県												2	2		
秋田県															
山形県												2	2		
福島県							2	2		1	1	25	22	3	
茨城県							2	1	1	3		3	28	27	1
栃木県										3	3	59	47	12	
群馬県										1	1	7	4	3	
埼玉県												44	24	20	
千葉県												8	5	3	
東京都															
神奈川県															
新潟県												13	5	8	
富山県												38	37	1	
石川県												1	1		
福井県												17	10	7	
山梨県												3	3		
長野県												15	6	9	
岐阜県												3	2	1	
静岡県										4	3	1	61	47	14
愛知県							2	2		8	5	3	111	29	82
三重県										2	2	31	24	7	
滋賀県												18	11	7	
京都府												4	2	2	
大阪府												11	11		
兵庫県										1	1	8	8		
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県												2	2		
広島県												3	3		
山口県												3	1	2	
徳島県															
香川県										1		1	1		
愛媛県				1	1		3	3							
高知県															
福岡県				1	1		2	2				19	11	8	
佐賀県												3	2	1	
長崎県												1	1		
熊本県							1		1			27	9	18	
大分県												1		1	
宮崎県												1	1		
鹿児島県												2	1	1	
沖縄県															

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	亜鉛回収施設									アルミニウム合金製造施設					
	溶解炉			乾燥炉			小計			焙焼炉			溶解炉		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一												
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市												3	2	1	
川崎市															
新潟市															
静岡市												20	17	3	
浜松市												2	2		
名古屋市												18	16	2	
京都市												8	8		
大阪市												2	2		
堺市												6	6		
神戸市															
岡山市															
広島市												1	1		
北九州市									1		1	3	2	1	
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市												1	1		
郡山市															
いわき市	2	2					4	4				1		1	
宇都宮市															
前橋市												3	2	1	
川越市												1	1		
船橋市												1		1	
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市												6		6	
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市												5	4	1	
岡崎市												2	1	1	
豊田市												30	16	14	
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				4	4		8	8		2	2	14	14		
尼崎市															
西宮市															
奈良市												1		1	
和歌山市							1	1							
倉敷市												8	8		
福山市															
下関市												12	12		
高松市												1	1		
松山市												1	1		
高知市															
久留米市												3		3	
長崎市															
熊本市															
大分市												2	2		
宮崎市															
鹿児島市												2	2		
合 計	2	2	0	6	6	0	27	23	4	27	18	9	747	487	260

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・法 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉							
	乾燥炉			小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
									法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道				18	5	13	18	10		8	27	18	2	7
青森県							10	5	1	4	24	9	7	8
岩手県							2	2			23	13	5	5
宮城県				2	2		6	6			28	28		
秋田県							3	1		2	13	11		2
山形県				2	2		7	5	1	1	11	5	1	5
福島県	2	2		28	25	3	5	3		2	30	29		1
茨城県	3	1	2	34	28	6	27	14	2	11	65	57	2	6
栃木県	2	1	1	64	51	13	10	8		2	33	23	2	8
群馬県	2	1	1	10	6	4	16	15		1	26	26		
埼玉県	4	2	2	48	26	22	43	24	4	15	81	78		3
千葉県				8	5	3	45	30	1	14	76	58	3	15
東京都							107	66	13	28	44	27	1	16
神奈川県							29	25		4	29	27	1	1
新潟県				13	5	8	8	6		2	51	45	2	4
富山県				38	37	1	6	1		5	15	12		3
石川県				1	1						12	10		2
福井県	2	1	1	19	11	8	6	6			14	14		
山梨県	1	1		4	4		3	3			22	15		7
長野県	2	1	1	17	7	10	7	4	3		29	29		
岐阜県				3	2	1	2	2			32	15	4	13
静岡県	6	5	1	71	55	16	31	12	11	8	46	23	16	7
愛知県	9	4	5	128	38	90	47	25	9	13	49	33	9	7
三重県	2	1	1	35	27	8	17	10	2	5	37	23	6	8
滋賀県	3	2	1	21	13	8	5	3		2	21	18		3
京都府				4	2	2	6	2		4	13	9	4	
大阪府	4	3	1	15	14	1	39	27	1	11	40	29	2	9
兵庫県				9	9		19	14		5	36	33	1	2
奈良県							6	5		1	24	17		7
和歌山県											12	8	2	2
鳥取県							5	3	2		6	1	3	2
島根県							5	3		2	10	3	1	6
岡山県	1		1	3	2	1	4	4			14	13		1
広島県				3	3		9	3	1	5	21	19		2
山口県	1		1	4	1	3	13	11		2	25	17	1	7
徳島県							2	1		1	23	20		3
香川県				2	1	1	7	4		3	8	6		2
愛媛県							6	6			20	10	5	5
高知県											14	8	2	4
福岡県	3	1	2	22	12	10	15	11		4	31	28		3
佐賀県				3	2	1	4			4	13	11		2
長崎県				1	1		8	2	3	3	14	10		4
熊本県	1	1		28	10	18	2	2			25	14	7	4
大分県				1		1	1	1			13	11		2
宮崎県				1	1		9	5	1	3	8	8		
鹿児島県				2	1	1					24	16	2	6
沖縄県							8	2		6	22	17		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉							
	乾燥炉			小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
									法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市						11	6	3	2	8	5	1	2	
仙台市						10	6		4	5	3		2	
さいたま市						11	11			3	2	1		
千葉市						13	7	2	4	3	3			
横浜市	1	1		4	3	1	27	18	4	5	4	3	1	
川崎市						24	15		9	6	3	3		
新潟市						12	8		4	10	5	2	3	
静岡市				20	17	3	10		8	2	4		4	
浜松市				2	2		8	4		4	11	10	1	
名古屋市				18	16	2	17	12	2	3	1	1		
京都市	1	1		9	9		21	12	3	6	1	1		
大阪市				2	2		28	18	3	7	7	5	1	
堺市	1	1		7	7		13	9		4	3		3	
神戸市							17	15		2	3	2	1	
岡山市							8	4	3	1	1	1		
広島市	1	1		2	2		7	4		3	4	2	2	
北九州市				4	2	2	19	13		6	4	4		
福岡市							9	6		3	4	3	1	
函館市							3	1		2				
旭川市							2	2		2	1		1	
青森市							6	4	2	6	4	2		
盛岡市							3	3		3	3			
秋田市				1	1		4	1		3	3	1	2	
郡山市							4	4		2	1		1	
いわき市				1		1	15	9	3	3	4	1	2	
宇都宮市							7	2	5	4	4	4		
前橋市				3	2	1	3			3	4	2	2	
川越市				1	1		4	2		2	3	2	1	
船橋市				1		1	8		8	2			2	
柏市							5		3	3			3	
横須賀市							5	4		1	3	3		
相模原市							7	4		3	1	1		
富山市	2		2	8		8	2		1	1				
金沢市							7	5		2	4	1	3	
長野市							3	3		1	1		1	
岐阜市							5	5		6	5	1		
豊橋市				5	4	1	3	1	2	3	2		1	
岡崎市				2	1	1	7	5		2				
豊田市	5	2	3	35	18	17	5		1	4	2	1	1	
大津市										7	5	1	1	
高槻市							5	5		2	1	1		
東大阪市							8	1	5	2	3	1	2	
姫路市				16	16		13	6		7	11	7	4	
尼崎市							7	4		3	3	1	2	
西宮市							5	5		1	1			
奈良市				1		1	4	4						
和歌山市							6	6		3	2		1	
倉敷市				8	8		11	8		3	12	9	3	
福山市							4			4	6	6		
下関市				12	12		2	1		1	1	1		
高松市				1	1		5	2		3				
松山市				1	1		5	5		3	2	1		
高知市							3			3	1	1		
久留米市				3		3	3	3						
長崎市							4	4						
熊本市							4	4		1	1			
大分市				2	2		9	5	1	3	2	1	1	
宮崎市							3			3	3	3		
鹿児島市				2	2		4	2		2	2		2	
合計	59	33	26	833	538	295	1106	680	114	312	1453	1080	121	252

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道	116	84	2	30	78	30		48	20	14		6	11	3		8
青森県	32	21	6	5	54	17	6	31	9	5		4	8	3		2
岩手県	30	15	6	9	74	18	17	39	12	5	2	5	1		1	
宮城県	31	31			55	55			10	10			6	6		
秋田県	52	39	3	10	22	12		10	1			1	3	3		
山形県	28	16	3	9	65	22	1	42	6	4		2	9	6		3
福島県	56	41	4	11	17	13		4	14	9		5	10	9		1
茨城県	86	65	11	10	220	90	2	128	33	18	1	14	12	8	2	2
栃木県	47	39	3	5	85	48		37	24	11		13	12	12		
群馬県	49	37	3	9	38	19		19	24	6		18	5			5
埼玉県	93	83	2	8	33	23	2	8	88	25	3	60	16	7		9
千葉県	78	54	4	20	146	51		95	32	18		14	16	7		9
東京都	49	38	7	4	56	35		21	57	30		27	27	17		10
神奈川県	34	24	6	4	38	24		14	18	11		7	4	3		1
新潟県	65	44	10	11	69	27		42	29	19		10	19	16		3
富山県	20	14		6	38	24		14	9	8		1	2	1		1
石川県	25	21		4	45	24	1	20	6	5		1	1	1		
福井県	32	22	4	6	51	27		24	12	12			6	4		2
山梨県	25	19	1	5	30	13		17	9	7		2	6	5		1
長野県	76	51	14	11	59	29	4	26	14	8		6	5	4		1
岐阜県	73	51	13	9	89	83	3	3	51	45		6	11	9	2	
静岡県	90	59	20	11	112	73		39	40	27		13	25	11		14
愛知県	98	60	22	16	61	43		18	27	16		11	10	7		3
三重県	61	33	21	7	89	56		33	25	18		7	10	6	1	3
滋賀県	39	28	1	10	43	31		12	14	12		2	11	10		1
京都府	29	23	3	3	38	17		21	6	5		1				
大阪府	46	35	4	7	23	12		11	8	8			9	4		5
兵庫県	72	58	6	8	113	80		33	33	21		12	9	8		1
奈良県	41	36		5	108	44		64	14	7		7	3	2		1
和歌山県	34	25	2	7	40	18		22	9	8		1	5	3		2
鳥取県	37	27	6	4	41	19	4	18	7	6		1	1	1		
島根県	31	18	9	4	29	14	2	13	3	1		2	9	6		3
岡山県	46	39	4	3	58	25		33	4	4			6	6		
広島県	58	40	5	13	60	37	1	22	13	8		5	15	10		5
山口県	53	43	5	5	52	37		15	22	21		1	9	6		3
徳島県	52	37	6	9	83	44		39	9	8		1	4	4		
香川県	30	26		4	67	27		40	16	12		4	7	7		
愛媛県	53	42	8	3	79	31	6	42	29	17		12	16	7		9
高知県	31	23	4	4	63	36		27	15	11		4	4	3		1
福岡県	58	46	5	7	95	72		23	40	40			15	14		1
佐賀県	50	39	3	8	43	25		18	9	5		4	5	2		3
長崎県	58	37	7	14	35	17		18	3	2		1	4	2		2
熊本県	45	35	4	6	40	6	6	28	8	5	1	2	9	7		2
大分県	20	19		1	19	9		10	8	7		1	3	3		
宮崎県	22	18	1	3	35	9		26	3	2		1				
鹿児島県	46	33	1	12	75	33		42	13	9		4	7	6		1
沖縄県	33	9	4	20	29	5		24	11	1		10	6	2		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市	1		1		4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	3	1		2	8	6		2	1			1	1	1		
さいたま市	5	5			2	2			11	2		9	3	2	1	
千葉市	7	5		2	17	9		8	9	6		3	3		3	
横浜市	9	8		1	12	12			30	27		3	5	5		
川崎市	17	10		7	1	1			4			4	4	3	1	
新潟市	18	13	1	4	21	10		11	9	8		1	2	2		
静岡市	10		10		28	17	4	7	13	5	6	2	4	4		
浜松市	21	19		2	18	13		5	4	4			1	1		
名古屋市	3	1		2	18	6	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	9	6	2	1	15	13		2	14	14			2	2		
大阪市	9	8		1	4	2		2	7	6		1				
堺市	5	4		1	14	6		8	6	5		1	2	2		
神戸市	3	3			13	9		4	3	2		1	1	1		
岡山市	32	26	3	3	15	9		6	3	3			2		2	
広島市	33	23	2	8	12	10		2	1	1			2	1	1	
北九州市	18	11		7	11	8		3					3	1	2	
福岡市	5	5			5	2		3								
函館市	3	3			3	1		2								
旭川市	1			1	4	2		2					3		3	
青森市	3	2		1	13	2		11	3			3	4	1	3	
盛岡市	5	5			8	7		1	2	2			7	1	6	
秋田市	6	6			3	2		1					1	1		
郡山市	1	1			7	5		2	4	2		2				
いわき市	6	4	1	1	3	3			2			2				
宇都宮市	5	2	1	2	5			5	2	2			1		1	
前橋市	5	5			18	7		11	4	2		2	2	1	1	
川越市	2	1		1	3	1		2	2	1		1				
船橋市	1			1	5	3		2	3	2		1				
柏市	2		2		6	1	2	3	2	2						
横須賀市	1	1			2			2	1			1	5		5	
相模原市	11	11			3	3			2	1		1				
富山市	10		8	2	16		5	11	8		3	5	2		1	1
金沢市	6	3	1	2	9	6		3	7	5		2	1	1		
長野市	12	11		1	7	3		4	1	1						
岐阜市	5	5			6	4		2	4	4			1	1		
豊橋市	4	2	1	1	4	2		2	1	1						
岡崎市	7	5	1	1	10	9		1	6	5		1				
豊田市	3	3			4	3		1	3	1		2				
大津市	3	2		1	5	2		3	1			1				
高槻市	2	2			5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		2	2			1	1				
姫路市	6	4		2	13	11		2	6	5		1	1	1		
尼崎市	5	5			2	2		3	3							
西宮市	1	1											1	1		
奈良市	4	4			12	8		4	6	5		1	2	1	1	
和歌山市	12	11		1	14	13		1	5	3		2	7	6	1	
倉敷市	19	17	1	1	5	5			2	1		1	3		3	
福山市	14	14			33	23		10	4	4						
下関市	8	6		2	6	4		2					1	1		
高松市	8	7		1	9	5		4	2	1		1				
松山市	10	6		4	14	9		5	1	1						
高知市	3	3			18		6	12	2		1	1				
久留米市	4	3	1		7	4		3	6	6						
長崎市	3	2		1	8	5		3	4	4						
熊本市	5	5			9	6		3	2	2			1	1		
大分市	16	9	2	5	7	2		5	2	2			4	2	1	1
宮崎市	2	1		1	8	4		4	1			1				
鹿児島市	13	7		6	11	5		6	3	2		1	1		1	
合計	2777	2024	293	460	3437	1814	82	1541	1103	708	22	373	484	308	13	163

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・法 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一		21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
		法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)	
北海道	270	159	4	107	292	168	4	120
青森県	137	60	23	54	140	61	23	56
岩手県	142	53	31	58	142	53	31	58
宮城県	136	136			140	140		
秋田県	94	66	3	25	94	66	3	25
山形県	126	58	6	62	128	60	6	62
福島県	132	104	4	24	162	131	4	27
茨城県	443	252	20	171	486	288	20	178
栃木県	211	141	5	65	277	194	5	78
群馬県	158	103	3	52	169	110	3	56
埼玉県	354	240	11	103	407	270	12	125
千葉県	393	218	8	167	404	226	8	170
東京都	340	213	21	106	343	216	21	106
神奈川県	152	114	7	31	153	115	7	31
新潟県	241	157	12	72	257	165	12	80
富山県	90	60		30	129	98		31
石川県	89	61	1	27	90	62	1	27
福井県	121	85	4	32	140	96	4	40
山梨県	95	62	1	32	99	66	1	32
長野県	190	125	21	44	207	132	21	54
岐阜県	258	205	22	31	261	207	22	32
静岡県	344	205	47	92	415	260	47	108
愛知県	292	184	40	68	438	238	40	160
三重県	239	146	30	63	274	173	30	71
滋賀県	133	102	1	30	154	115	1	38
京都府	92	56	7	29	96	58	7	31
大阪府	165	115	7	43	184	132	7	45
兵庫県	282	214	7	61	293	225	7	61
奈良県	196	111		85	196	111		85
和歌山県	100	62	4	34	100	62	4	34
鳥取県	97	57	15	25	97	57	15	25
島根県	87	45	12	30	91	49	12	30
岡山県	132	91	4	37	135	93	4	38
広島県	176	117	7	52	181	122	7	52
山口県	174	135	6	33	190	146	6	38
徳島県	173	114	6	53	173	114	6	53
香川県	135	82		53	137	83		54
愛媛県	203	113	19	71	206	116	19	71
高知県	127	81	6	40	127	81	6	40
福岡県	254	211	5	38	278	225	5	48
佐賀県	124	82	3	39	128	85	3	40
長崎県	122	70	10	42	123	71	10	42
熊本県	129	69	18	42	159	80	18	61
大分県	64	50		14	65	50		15
宮崎県	77	42	2	33	78	43	2	33
鹿児島県	165	97	3	65	167	98	3	66
沖縄県	109	36	4	69	110	37	4	69

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小計							
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一 法施行 前設置 注2) (b) 法施行 後設置 注3) (c)		21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一 法施行 前設置 注2) (b) 法施行 後設置 注3) (c)	
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	28	17		11	31	19		12
さいたま市	35	24	1	10	35	24	1	10
千葉市	52	30	2	20	54	31	2	21
横浜市	87	73	5	9	91	76	5	10
川崎市	56	32	3	21	61	37	3	21
新潟市	72	46	3	23	72	46	3	23
静岡市	69	26	32	11	89	43	32	14
浜松市	63	51		12	65	53		12
名古屋市	55	23	15	17	74	40	15	19
京都市	62	48	5	9	71	57	5	9
大阪市	55	39	4	12	67	50	5	12
堺市	43	26		17	55	38		17
神戸市	40	32		8	40	32		8
岡山市	61	43	6	12	61	43	6	12
広島市	59	41	2	16	61	43	2	16
北九州市	55	37		18	66	44		22
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	35	13	4	18	35	13	4	18
盛岡市	28	21		7	28	21		7
秋田市	17	11		6	18	12		6
郡山市	18	13		5	18	13		5
いわき市	30	17	6	7	35	21	6	8
宇都宮市	24	10	6	8	25	10	7	8
前橋市	36	17		19	39	19		20
川越市	14	7	1	6	15	8	1	6
船橋市	19	5	10	4	21	5	11	5
柏市	18	3	10	5	18	3	10	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
相模原市	24	20		4	24	20		4
富山市	38		18	20	47		19	28
金沢市	34	21	1	12	34	21	1	12
長野市	24	18		6	24	18		6
岐阜市	27	24	1	2	29	26	1	2
豊橋市	15	8	3	4	21	13	3	5
岡崎市	30	24	1	5	32	25	1	6
豊田市	17	8	1	8	52	26	1	25
大津市	16	9	1	6	16	9	1	6
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	50	34		16	79	63		16
尼崎市	20	15		5	20	15		5
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	47	41		6	53	46		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	61	47		14	66	51		15
下関市	18	13		5	30	25		5
高松市	24	15		9	26	17		9
松山市	33	23	1	9	34	24	1	9
高知市	27	4	7	16	27	4	7	16
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	19	15		4	19	15		4
熊本市	22	19		3	22	19		3
大分市	40	21	4	15	44	25	4	15
宮崎市	17	8		9	17	8		9
鹿児島市	34	16	2	16	36	18	2	16
合 計	10360	6614	645	3101	11364	7303	650	3411

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設														
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一												
(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	(a+c)	(a)	(c)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県	1		1							1		1			
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設														
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉		
	21年度 未施設 数 (a+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表 第一 (c)												
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設			廃棄物焼却炉											
	小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県												2	2		
茨城県															
栃木県				2	2										
群馬県	2		2												
埼玉県															
千葉県															
東京都												1			1
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県												2	2		
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府												1	1		
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県												1	1		
香川県															
愛媛県				3	3							1			1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県												2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設			廃棄物焼却炉											
	小計			4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表 第一	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
						法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+c)	(a)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市												1		1	
横浜市												1			1
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1						
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市				1	1										
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	2	0	2	6	6	0	0	1	1	0	0	12	8	1	3

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				小計			
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	
北海道	1	1										1	1			
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県												2	2			
茨城県																
栃木県												2	2			
群馬県	1	1										1	1			
埼玉県																
千葉県																
東京都												1			1	
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県	1	1										1	1			
福井県	2			2	1		1					5	2		3	
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府												1	1			
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県												1	1			
香川県																
愛媛県												4	3		1	
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県												2	2			

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉													小計			
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		
	21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一		21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一				21年度 未施設 数	附則別 表第二 注1)	別表第一
			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)	法施行 前設置 注2)	法施行 後設置 注3)			
(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)		
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市												1		1			
横浜市												1			1		
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市												1	1				
宇都宮市																	
前橋市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市												1	1				
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	5	3	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	25	18	1	6	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	合 計			
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)
北海道	1	1		
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	2	2		
茨城県				
栃木県	2	2		
群馬県	3	1		2
埼玉県				
千葉県				
東京都	1			1
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県	1	1		
福井県	5	2		3
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府	1	1		
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県	1	1		
香川県				
愛媛県	4	3		1
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	合 計			
	21年度 未施設 数 (a+b+c)	附則別 表第二 注1) (a)	別表第一	
			法施行 前設置 注2) (b)	法施行 後設置 注3) (c)
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市	1		1	
横浜市	1			1
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市	1	1		
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市	1	1		
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	27	18	1	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	1	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	206	38
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	855	254
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	-	35
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	25

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 - 13 適用除外等の状況

(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県	1			
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数	法35条第2項に基づく通知件数	法36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	1	0	0	0

表 - 14 (a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	8条変更その他 注3)	9条変更 注2)
北海道	3	9	1	3		
青森県	9	26	1	11		
岩手県		6				
宮城県		11		1		
秋田県	1	1				
山形県		14		4		
福島県	2	11				
茨城県	10	47	2	14		
栃木県	1	12				
群馬県		14				
埼玉県	5	24				
千葉県	3	42		12		
東京都	15	77		16		
神奈川県	3	17	2	4		
新潟県	17	18	9	2		
富山県		9				
石川県	3					
福井県	3	7		2		
山梨県	1	11		4		
長野県						
岐阜県	5	12	2	2		
静岡県	18	45	4	23		
愛知県	14	49		19		
三重県	1	8		1		
滋賀県	1	12		1		
京都府	1	5		1		
大阪府	3	11	2	5		2
兵庫県	5	12				
奈良県	2	6				
和歌山県		6		3		
鳥取県	3	9	1			
島根県	5	11		8		
岡山県	8	1		1		
広島県	1	7		1	7	10
山口県		5				
徳島県		21		9	12	8
香川県	9	6			1	3
愛媛県		7			7	
高知県		2				
福岡県	3	12				
佐賀県	2	3	1	1		
長崎県						
熊本県	3	13		1		
大分県						
宮崎県		1				
鹿児島県	4	9				
沖縄県		8				

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 14 (b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	14条変更その他 注1)	18条変更 注2)	8条変更その他 注3)	9条変更 注2)
札幌市		4				
仙台市						
さいたま市	1	2				
千葉市		28			16	
横浜市	1	4			1	
川崎市	3	3	1		3	
新潟市		6			6	
静岡市	4	8			2	
浜松市					1	
名古屋市	1	29	1		34	
京都市		11			4	
大阪市	2	12	5		2	3
堺市						
神戸市		3			2	1
岡山市	2	3				2
広島市		2				
北九州市	7	4	1			
福岡市						
函館市						
旭川市		2				
青森市						
盛岡市		2				
秋田市		3			3	
郡山市	1	3				
いわき市	2	4	1		3	
宇都宮市						
前橋市	1	1				
川越市	1	2			3	
船橋市		3				
柏市						
横須賀市	1	7	1		4	
相模原市	2	6	2		3	
富山市		2				
金沢市						
長野市		3			6	
岐阜市	3	1				
豊橋市						
岡崎市		9			6	
豊田市		13			1	
大津市		1				
高槻市						
東大阪市						
姫路市	3	9			3	2
尼崎市		1				
西宮市						
奈良市						
和歌山市	2	6			1	
倉敷市	4					
福山市		2				
下関市		2				
高松市		1				
松山市		1				1
高知市		2				
久留米市						
長崎市		4				
熊本市						
大分市	1	9				
宮崎市						
鹿児島市			1		1	
合計	206	855	38	254	35	25

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	81	40
法第34条第1項に基づく立入検査件数	5,683	918
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	673	175

表 - 2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数 (大気関係 - 全国)

(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

	大気関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	7	5	0	5	0	2
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	4	4	0	4	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
口頭指導件数 ^{注1)}	1,408	48	36	12	720	640
文書指導件数 ^{注1)}	1,071	39	16	23	863	169
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者」による測定は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数 (水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	67	0	0	0	12	55
文書指導件数 ^{注1)}	68	3	0	3	42	23
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1)}

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	大気関係			水質関係		
	件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
		設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数	^{注3)} 65	34	35	^{注4)} 3	0	2
措置状況 ^{注5)}	口頭指導件数	48	36	12	0	0
	文書指導件数	39	16	23	3	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	5	0	5	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	4	0	4	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	8	1	7	0	0
	その他	^{注6)} 9	2	7	0	0
措置後の対応状況	基準達成	30	18	12	2	0
	対策実施中	22	8	14	1	0
	廃止	5	3	2	0	0
	未対応	8	6	2	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成21年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成21年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者」による測定は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉65件。

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設2件、灰の貯留施設1件。

注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、7件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 (1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数
北海道		139	20
青森県	8	115	6
岩手県		8	5
宮城県		12	11
秋田県		80	14
山形県	2	130	21
福島県		17	15
茨城県	1	218	5
栃木県		73	22
群馬県		69	
埼玉県	1	539	45
千葉県	1	230	17
東京都		56	18
神奈川県		82	3
新潟県		30	4
富山県			
石川県		28	
福井県	1	205	8
山梨県	3	64	3
長野県		533	11
岐阜県	1	278	10
静岡県		122	17
愛知県		601	8
三重県	1	125	5
滋賀県		27	23
京都府		40	9
大阪府	1	42	5
兵庫県		77	4
奈良県		35	
和歌山県		1	1
鳥取県		108	17
島根県		50	7
岡山県	1	35	1
広島県	18	98	12
山口県		1	1
徳島県		48	10
香川県	3	92	16
愛媛県	1	1	
高知県			
福岡県		208	7
佐賀県	4	50	
長崎県		134	16
熊本県		53	3
大分県		7	
宮崎県		46	45
鹿児島県		7	7
沖縄県		3	2

(政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数
札幌市		16	3
仙台市		19	8
さいたま市		40	3
千葉市		4	6
横浜市		11	12
川崎市		18	9
新潟市		7	7
静岡市		16	5
浜松市			
名古屋市	1	41	8
京都市		8	8
大阪市		113	
堺市		16	8
神戸市		7	4
岡山市	9	58	
広島市		24	1
北九州市		22	9
福岡市		8	3
函館市		4	
旭川市		2	2
青森市		13	
盛岡市			
秋田市		3	2
郡山市		1	1
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
前橋市		14	
川越市		15	14
船橋市		6	6
柏市		2	2
横須賀市		8	
相模原市		35	16
富山市		4	5
金沢市		3	
長野市		46	8
岐阜市		18	
豊橋市		3	3
岡崎市		24	4
豊田市		41	2
大津市		4	5
高槻市		10	
東大阪市		4	4
姫路市		8	
尼崎市			
西宮市	4	2	2
奈良市		1	
和歌山市	2	4	4
倉敷市			
福山市		15	7
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	15	5	1
熊本市		1	
大分市		5	
宮崎市		6	6
鹿児島市		22	22
合計	81	5683	673

表 - 4 (2 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					その他
					排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
						設置者による測定	行政			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (2 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					その他
					排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
						設置者による測定	行政			
札幌市										
仙台市										
さいたま市					2					2
千葉市										
横浜市										
川崎市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市					2	2		2		
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	7	5	0	5	0	2

注 1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条、1 6 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条第 1 項)、ならびに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (3 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 注2)	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況		基準超過判明の端緒注1)				
	設置者による測定	行政	設置者による測定	行政			
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	1	1		1			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (3 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告施設への措置状況 注2)	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定			
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		行政					
	設置者による測定	行政						
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
新潟市	1	1			1			
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
川崎市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
相模原市								
富山市								
金沢市								
長野市	2	2			2			
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	4	4	0		4	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (4 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政			
北海道	7	1	1		6		
青森県	19	1	1			18	
岩手県	1				1		
宮城県	10				9	1	
秋田県	2	2		2			
山形県	59				25	34	
福島県	7				6	1	
茨城県	42	1	1		11	30	
栃木県	47				43	4	
群馬県	11	2	2		2	7	
埼玉県	127	4	2	2	29	94	
千葉県	17	10	10		7		
東京都	94				94		
神奈川県	15				9	6	
新潟県	37					37	
富山県	1				1		
石川県	11				7	4	
福井県	17	1	1		14	2	
山梨県	57				20	37	
長野県	13					13	
岐阜県	16				12	4	
静岡県	64	1	1		51	12	
愛知県	115	1	1		2	112	
三重県	25				19	6	
滋賀県	7				7		
京都府	4				3	1	
大阪府	3				3		
兵庫県	51				51		
奈良県	37				2	35	
和歌山県	3				3		
鳥取県	8				8		
島根県	8				8		
岡山県	21	1		1	17	3	
広島県	9				8	1	
山口県	1				1		
徳島県	60	3		3	38	19	
香川県	13	4	1	3	9		
愛媛県	22	4	4		15	3	
高知県	18	2	2		16		
福岡県	50				50		
佐賀県	28	1	1		6	21	
長崎県	1	1	1				
熊本県	7	2	2		5		
大分県	22				12	10	
宮崎県	5	1		1	4		
鹿児島県							
沖縄県	6				6		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (4 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市	2				2	
さいたま市	2	1	1	1		
千葉市	1	1	1			
横浜市						
川崎市	1			1		
新潟市						
静岡市						
浜松市	2			2		
名古屋市	5			5		
京都市	2			2		
大阪市	5			1	4	
堺市						
神戸市	10			3	7	
岡山市	58			11	47	
広島市	28				28	
北九州市						
福岡市						
函館市	4				4	
旭川市						
青森市	5				5	
盛岡市	3			1	2	
秋田市						
郡山市	3				3	
いわき市						
宇都宮市						
前橋市	6	2	2	2	2	
川越市						
船橋市	3			3		
柏市						
横須賀市	5			4	1	
相模原市						
富山市						
金沢市	1			1		
長野市	9			1	8	
岐阜市	18			18		
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市	7				7	
東大阪市						
姫路市	4			4		
尼崎市						
西宮市						
奈良市	1			1		
和歌山市	2			2		
倉敷市	1			1		
福山市	10			10		
下関市	1			1		
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市	1	1	1			
熊本市	2			1	1	
大分市	2			2		
宮崎市	4				4	
鹿児島市	2			2		
合計	1408	48	36	12	720	640

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (5 a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道	3	3	3			
青森県	5	3	2	1	2	
岩手県	1	1		1		
宮城県	2				2	
秋田県	1	1		1		
山形県	8	1		1		7
福島県						
茨城県	21	2	1	1	2	17
栃木県	3	1		1		2
群馬県						
埼玉県	6				6	
千葉県	45	1		1	44	
東京都	1	1		1		
神奈川県						
新潟県						
富山県	53				53	
石川県	2				2	
福井県	17	1	1		16	
山梨県	82	1	1		79	2
長野県	2					2
岐阜県	10				10	
静岡県	3	1		1	2	
愛知県	6	1	1		1	4
三重県	1				1	
滋賀県	39				39	
京都府	1	1		1		
大阪府						
兵庫県						
奈良県	81				81	
和歌山県						
鳥取県	4				4	
島根県	4	2		2		2
岡山県	3	1		1	1	1
広島県	1					1
山口県	28				28	
徳島県	65	2		2	63	
香川県	37	3	2	1	22	12
愛媛県	26	1	1		25	
高知県						
福岡県	2				1	1
佐賀県						
長崎県	2	2		2		
熊本県	1	1	1			
大分県	12					12
宮崎県						
鹿児島県	91				91	
沖縄県	1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 (5 b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市	1					1	
さいたま市	1	1	1				
千葉市	44				44		
横浜市							
川崎市							
新潟市	48				48		
静岡市	15	1		1	14		
浜松市							
名古屋市							
京都市	2	1		1	1		
大阪市	1				1		
堺市	36				36		
神戸市	19				19		
岡山市	102				102		
広島市	52	1	1			51	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	15					15	
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市	1	1		1			
横須賀市	8					8	
相模原市							
富山市							
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市	4					4	
東大阪市							
姫路市	4				4		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	27					27	
倉敷市							
福山市	3				3		
下関市	1				1		
高松市							
松山市	14				14		
高知市							
久留米市							
長崎市	1	1	1				
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	1071	39	16	23	863	169	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (1) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数 (水質基準準用 事業場)
北海道		20	4
青森県		81	
岩手県		1	
宮城県		1	1
秋田県			
山形県		33	1
福島県		13	8
茨城県		17	
栃木県		9	2
群馬県		6	
埼玉県		30	6
千葉県		36	27
東京都		71	5
神奈川県		46	
新潟県		5	5
富山県			
石川県		4	
福井県		13	
山梨県		8	
長野県		48	
岐阜県		57	2
静岡県		15	3
愛知県	28	81	9
三重県		24	2
滋賀県			
京都府		14	1
大阪府		12	7
兵庫県		28	2
奈良県			
和歌山県			
鳥取県		2	1
島根県		26	
岡山県		9	
広島県	2	9	2
山口県		2	2
徳島県		5	5
香川県		6	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		3	2
佐賀県	1	5	
長崎県		5	1
熊本県		3	1
大分県			
宮崎県		24	4
鹿児島県		1	
沖縄県			

(政令市別)

	法第34条第1項 に基づく報告 徴収件数	法第34条第1項 に基づく立入 検査件数	法第34条第1項 の立入検査に 伴う測定件数 (水質基準準用 事業場)
札幌市		1	
仙台市			
さいたま市		4	4
千葉市			2
横浜市		17	29
川崎市		8	4
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		7	3
京都市			
大阪市		10	1
堺市			
神戸市		20	
岡山市		6	
広島市		6	
北九州市		6	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
青森市		2	
盛岡市			
秋田市		2	1
郡山市		1	1
いわき市	1	1	1
宇都宮市			
前橋市		2	
川越市		1	1
船橋市			
柏市			
横須賀市		6	
相模原市		5	
富山市		3	3
金沢市			
長野市		2	
岐阜市		2	
豊橋市			
岡崎市	8	8	
豊田市		1	
大津市		1	1
高槻市		5	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市		2	2
奈良市			
和歌山市		3	3
倉敷市			
福山市			
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市			
熊本市		4	
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	40	918	175

表 - 5 (2 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
				設置者による測定	行政				
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (2 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
				設置者による測定	行政				
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (3 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項 に基づく措置 命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (3 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (4 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (4 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数					その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (5 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					その他
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県	6					6
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県	2					2
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県	4					4
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	5				5	
山梨県	1					1
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県	21					21
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府	2				1	1
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県	1					1
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (5 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (口頭指導) ^{注3)}					その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}		
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	4					4
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市	6					6
広島市	3					3
北九州市						
福岡市						
函館市	1					1
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市	3				3	
相模原市	4					4
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市	2				2	
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市	1					1
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	67	0	0	0	12	55

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、ならびに措置命令(法第23条第3項、瀬戸内海法第11条)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (6 a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (都道府県別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
北海道	1	1		1			
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県	1					1	
福島県							
茨城県							
栃木県	1					1	
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都	1	1		1			
神奈川県							
新潟県							
富山県	6				6		
石川県							
福井県							
山梨県	2				2		
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県	4				4		
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県	1					1	
岡山県							
広島県							
山口県	2					2	
徳島県							
香川県	2					2	
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項、瀬戸内海法第11条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 (6 b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 (政令市別)

	法に基づかない指導等件数 (文書指導) ^{注3)}						罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	8				8		
横浜市							
川崎市							
新潟市	15				15		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	7				7		
広島市	8					8	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	2					2	
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	6					6	
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合 計	68	3	0	3	42	23	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第15条)、改善命令及び一時停止命令 (法第22条第1項)、ならびに措置命令 (法第23条第3項、瀬戸内海法第11条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、ばいじん等 未測定施設数	ばいじん 等のみ報告施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休止 c	未測定 d		
焼結鋳の製造の用に 供する焼結炉	27	-	-	5	0	32	
製鋼用電気炉	97	-	-	11	2	110	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉、乾燥炉）	21	-	-	1	0	22	
アルミニウム合金製造施設 （焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）	685	-	-	95	53	833	
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	969	54	1	71	56	1,097
	2t/h以上 4t/h未満	1,246	34	8	100	94	1,448
	2t/h未満 ^{注3）}	5,179	237	24	1,627	1,003	7,833
	小計	7,394	325	33	1,798	1,153	10,378
合計	8,224	325	33	1,910	1,208	11,375	

注1）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0	-	-	0
製鋼用電気炉		0	-	-	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)		0	-	-	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		12	-	-	13
廃棄物焼却炉	4t/h以上	9	1	0	28
	2t/h以上 4t/h未満	5	2	1	30
	2t/h未満 ^{注3)}	115	40	0	346
	小計	129	43	1	404
合計		141	43	1	417

注1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注1）注2）注3）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4)}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止b	未測定c	
硫酸塩 ^ハ ル ^フ （ケ ^ラ ト ^ハ ル ^フ ）又は亜硫酸 ^ハ ル ^フ （サ ^ル フ ^イ ト ^ハ ル ^フ ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	26	1	1	28
カー ^ハ イト ^フ 法 ^ア セ ^ル ソ ^ル の製造の用に供する ^ア セ ^ル ソ ^ル 洗浄施設	3	0	2	5
硫酸 ^カ リ ^ウ ムの製造の用に供する ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	0	0	0	0
アル ^ミ 繊維の製造の用に供する ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビ ^ニ ル ^コ ロ ^マ の製造の用に供する二塩化 ^エ チ ^レ ン ^ソ 洗浄施設	4	0	0	4
カ ^ド ロ ^ウ タ ^ム の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ^シ ソ ^ウ キ ^ヤ ン ^分 離施設、 ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
ク ^ロ ハ ^ニ ソ ^ル 又は ^ジ ク ^ロ ハ ^ニ ソ ^ル の製造の用に供する水 ^洗 施設、 ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
4-ク ^ロ ロ ^フ 外 ^酸 水 ^素 ナ ^{トリ} ウ ^ム の製造の用に供する ^ろ 過施設、 ^乾 燥施設及び ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
2,3- ^ジ ク ^ロ ロ-1,4- ^ナ フト ^リ ソ ^ル の製造の用に供する ^ろ 過施設及び ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	1	0	0	1
^ジ オ ^ク サ ^ン バ ^イ レ ^{ット} の製造の用に供する ^ニ トロ ^化 誘 ^導 体 ^分 離施設、 ^還 元 ^誘 導 ^体 分 ^離 施設、 ^ニ トロ ^化 誘 ^導 体 ^洗 浄施設、 ^還 元 ^誘 導 ^体 洗 ^浄 施設、 ^ジ オ ^ク サ ^ン バ ^イ レ ^{ット} 洗 ^浄 施設及び ^熱 風 ^乾 燥施設	1	0	0	1
アル ^ミ ウ ^ム 又はその合金の製造の用に供する焙 ^焼 炉、溶 ^解 炉又は ^乾 燥 ^炉 から発生するガスを処理する施設のうち ^廃 ガ ^ス 洗浄施設及び ^湿 式 ^集 じん ^施 設	13	0	0	13
亜 ^鉛 の回収の用に供する精 ^製 施設、 ^廃 ガ ^ス 洗浄施設及び ^湿 式 ^集 じん ^施 設	4	0	0	4
担体付き触媒からの ^金 属 ^の 回 ^収 の用に供する施設のうち ^ろ 過施設、精 ^製 施設及び ^廃 ガ ^ス 洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物 ^焼 却 ^炉 に係る ^廃 ガ ^ス 洗浄施設、 ^湿 式 ^集 じん ^施 設及び ^灰 の ^貯 留 ^施 設であって ^汚 水 ^又 は ^廃 液 ^を 排 ^出 するもの	296	36	20	352
^廃 PCB ^等 又は ^{PCB} 処 ^理 物 ^の 分 ^解 施設及び ^{PCB} 汚 ^染 物 ^又 は ^{PCB} 処 ^理 物 ^の 洗 ^浄 施設及び ^分 離 ^施 設	5	0	0	5
^カ ン ^類 の ^破 壊 ^の 用に供する施設のうち ^プ ラ ^ズ マ ^反 応 ^施 設、 ^廃 ガ ^ス 洗浄施設及び ^湿 式 ^集 じん ^施 設	17	1	2	20
下水道 ^終 末 ^処 理 ^施 設	211	5	1	217
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から ^排 出 ^さ れる ^水 の ^処 理 ^施 設	25	1	2	28
合計	613	44	28	685

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となつた日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)
(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバ이트法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0
4-クロロ外酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサジノンイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジノンイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	1	10
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0
刀類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	2	13

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 5 (1 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼却炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設 焙焼炉			
	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数
		休止	未測定			休止	未測定			休止	未測定	
(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	
北海道	1			1	3			3				
青森県					1			1				
岩手県												
宮城県					2			2				
秋田県												
山形県												
福島県									2			2
茨城県	2			2	5			5	2			2
栃木県					2			2				
群馬県					1			1	1			1
埼玉県					5			5				
千葉県	3			3								
東京都					3			3				
神奈川県					1			1				
新潟県					1		2	3				
富山県					1			1				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	3			3	9	3		12	1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					4			4				
兵庫県	1			1	1			1				
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県					3	1		4				
岡山県												
広島県	2			2								
山口県					7	5		12				
徳島県												
香川県												
愛媛県									2			2
高知県												
福岡県												
佐賀県					1			1				
長崎県												
熊本県					1			1		1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (1 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼却炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設 焙焼炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告対象 施設数 (a+c+d)
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)	
札幌市					1			1				
仙台市					2	1		3				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					10			10				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	3			3				
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市					1			1				
前橋市												
川越市												
船橋市					1			1				
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市					1			1				
金沢市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市					5			5	1			1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2	1			1
倉敷市	4			4	5	1		6				
福山市	2	3		5								
下関市												
高松市					1			1				
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
合計	27	5	0	32	97	11	2	110	11	1	0	12

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (2 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数
		休止	未測定			休止	未測定			休止	未測定	
(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県									1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (2 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数		報告対象施設数
		休止	未測定			休止	未測定			休止	未測定	
(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	2	2	0	0	2	4	0	0	4

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (3 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	垂鉛回収施設								アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉				小計				焙焼炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県					2			2				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	3			3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									4			4
愛知県					2			2	11	2		13
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県										1		1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	1			1	2			2				
佐賀県												
長崎県												
熊本県						1		1				
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (3 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	垂鉛回収施設								アルミニウム合金製造施設			
	乾燥炉				小計				焙焼炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 (c) 休止 (d) 未測定		報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市					1			1	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	2	21	1	0	22	29	3	0	32

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (4 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数
		休止	未測定			休止	未測定			休止	未測定	
(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	
北海道	15	2		17					15	2		17
青森県												
岩手県												
宮城県	1	1		2					1	1		2
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	23	2		25	2			2	26	2		28
茨城県	26	2		28	2		1	3	31	2	1	34
栃木県	50	5	4	59	2			2	55	5	4	64
群馬県	5		2	7	2			2	8		2	10
埼玉県	31	6	7	44	4			4	35	6	7	48
千葉県	8			8					8			8
東京都												
神奈川県												
新潟県	11		1	12					11		1	12
富山県	27	11		38					27	11		38
石川県	1			1					1			1
福井県	15	2		17	2			2	17	2		19
山梨県	3			3	1			1	4			4
長野県	12	3		15	2			2	14	3		17
岐阜県	2	1		3					2	1		3
静岡県	48	7	6	61	4		2	6	56	7	8	71
愛知県	104	7		111	7			7	122	9		131
三重県	31	1		32	2			2	35	1		36
滋賀県	15	3		18	3			3	18	3		21
京都府	4			4					4			4
大阪府	7	4		11	3	1		4	10	5		15
兵庫県	8			8					9			9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	2			2	1			1	3			3
広島県	3			3					3			3
山口県	3			3	1			1	4			4
徳島県												
香川県	1			1					1	1		2
愛媛県												
高知県												
福岡県	9		10	19	1		2	3	10		12	22
佐賀県	1		1	2					1		1	2
長崎県	1			1					1			1
熊本県	19	8		27	1			1	20	8		28
大分県												
宮崎県	1			1					1			1
鹿児島県	1	1		2					1	1		2
沖縄県												

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (4 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数	報告 施設数	未報告施設数		報告対象 施設数
		休止	未測定			休止	未測定			休止	未測定	
(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(c)	(d)	(a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3			1	1	3		1	4
川崎市												
新潟市												
静岡市	15	1	4	20					15	1	4	20
浜松市	1	1		2					1	1		2
名古屋市	14	1	3	18					14	1	3	18
京都市	4	4		8	1			1	5	4		9
大阪市	2			2					2			2
堺市	6			6	1			1	7			7
神戸市												
岡山市												
広島市	1			1	1			1	2			2
北九州市	3			3					4			4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市												
いわき市	1			1					1			1
宇都宮市												
前橋市	3			3					3			3
川越市	1			1					1			1
船橋市	1			1					1			1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	5	1		6		2		2	5	3		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	5			5					5			5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	28	2		30	3	2		5	31	4		35
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
倉敷市			8	8							8	8
福山市												
下関市	10	2		12					10	2		12
高松市	1			1					1			1
松山市	1			1					1			1
高知市												
久留米市	1	2		3					1	2		3
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2					2			2
宮崎市												
鹿児島市		1	1	2						1	1	2
合計	610	87	47	744	46	5	6	57	685	95	53	833

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (5 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)
				休止	未測定					休止	未測定	
北海道	17				1	18	25			2		27
青森県	8			2		10	21			1	2	24
岩手県	2					2	23					23
宮城県	6					6	27			1		28
秋田県	3					3	13					13
山形県	7					7	10				1	11
福島県	5					5	29	1				30
茨城県	24	4		2	1	27	55	10		2	6	63
栃木県	10			2		12	24	1		4	3	31
群馬県	15					15	26					26
埼玉県	40			3		43	71			6	4	81
千葉県	44	14		4		48	65	6		11		76
東京都	90	30		3	15	108	32	5	4	2	7	45
神奈川県	27			1		28	25			3		28
新潟県					8	8	31			1	19	51
富山県	6					6	15					15
石川県							10	2			2	12
福井県	5			1		6	13			1		14
山梨県	3					3	18			4		22
長野県	7					7	28			1		29
岐阜県	2					2	28			2	2	32
静岡県	26			2	1	29	40			4	2	46
愛知県	45			6		51	45	1		3		49
三重県	14				3	17	31			6		37
滋賀県	4	1			1	5	21					21
京都府	6					6	11				2	13
大阪府	34			5		39	36			4		40
兵庫県	15			1	3	19	33	1			3	36
奈良県	4				2	6	22			1	1	24
和歌山県							12					12
鳥取県	5					5	6					6
島根県	5					5	4			2	1	7
岡山県	4					4	13			1		14
広島県	8				1	9	14	4		4	3	21
山口県	10			3		13	24			1		25
徳島県	1			1		2	13		1	5	4	23
香川県	7					7	7			1		8
愛媛県	8			1		9	19	1			1	20
高知県							12			2		14
福岡県	5	2		1	9	15	12			1	18	31
佐賀県	3				1	4	13					13
長崎県	8					8	10			4		14
熊本県	2					2	25					25
大分県	1					1	12	3		1		13
宮崎県	9					9	8					8
鹿児島県							23					23
沖縄県	6					6	22					22

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (5 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	4t/h以上			報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	2t/h以上～4t/h未満		報告対象施設数 (a+c+d)	
			ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)				未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)		
札幌市	11					11	7			1	8	
仙台市	10					10	5				6	
さいたま市	11					11	3				3	
千葉市	11					11	3				3	
横浜市	24			3		27	2		2		4	
川崎市	18				1	19	6				6	
新潟市	3		1		5	9	4		1	5	10	
静岡市	8			2		10	4				4	
浜松市	7			1		8	9		2		11	
名古屋市	13			4		17	1				1	
京都市	14			7		21	1				1	
大阪市	27			3		30	7				7	
堺市	10				3	13	2			1	3	
神戸市	17			1		18	3				3	
岡山市	8					8			1		1	
広島市	7					7	2		1	1	4	
北九州市	17			2		19	5				5	
福岡市	9					9	4				4	
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2				2	
青森市	5				1	6	4		2		6	
盛岡市	3					3	3				3	
秋田市	4					4	2		1		3	
郡山市	4					4	2	1	1		3	
いわき市	15					15	4				4	
宇都宮市	6			1		7	3		1		4	
前橋市	3					3	4				4	
川越市	2			2		4	3				3	
船橋市	8					8	2				2	
柏市	5					5	3				3	
横須賀市	5					5	3				3	
相模原市	4					4	3				3	
富山市	2					2						
金沢市	5					5	2				2	
長野市	3					3	1				1	
岐阜市	4			1		5	6				6	
豊橋市	3					3	3				3	
岡崎市	5			2		7						
豊田市	5					5	2				2	
大津市							5			2	7	
高槻市	5					5	2				2	
東大阪市	8					8	3				3	
姫路市	8					8	11				11	
尼崎市	6			1		7	3				3	
西宮市	5					5	1				1	
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	3				3	
倉敷市	10			2		12	11		1		12	
福山市	4					4	2		1	3	6	
下関市	2					2	1				1	
高松市	5					5						
松山市	5					5	1		2		3	
高知市	3					3			1		1	
久留米市	3					3						
長崎市	4					4						
熊本市	4					4	1				1	
大分市	8			1		9	2				2	
宮崎市	3	3				3	1		2		3	
鹿児島市	4					4	2				2	
合計	969	54	1	71	56	1097	1246	34	8	100	94	1448

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (6 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)
				休止 (c)	未測定 (d)					休止 (c)	未測定 (d)	
北海道	92	1		23		115	62	5		16		78
青森県	25	1		6	1	32	42			10	2	54
岩手県	21			5	3	29	59		1	12	1	73
宮城県	25			6		31	39			16		55
秋田県	43			10		53	18			3		21
山形県	21	1		7		28	59	26		3	2	64
福島県	44	1	1	8	3	56	11			6		17
茨城県	69	5		13	1	83	88	7		98	42	228
栃木県	39	5		7	1	47	47	2		16	19	82
群馬県	42		1	5	1	49	33	1		4	3	40
埼玉県	73		1	13	6	93	18			13	4	35
千葉県	67	7		12	3	82	67	32		63	25	155
東京都	23	12	1	6	17	47	31	3		7	19	57
神奈川県	26			7	1	34	25			10	1	36
新潟県	31	3		7	26	64	43	2	1	11	12	67
富山県	18			3		21	34			3	1	38
石川県	21	3		1	3	25	30	3		9	7	46
福井県	29			4	1	34	44			8	1	53
山梨県	20			5		25	22			7	1	30
長野県	59			14	1	74	45			13	1	59
岐阜県	47	1		21	5	73	64	1		16	9	89
静岡県	64	1	1	21	5	91	78			24	14	116
愛知県	91			16		107	46			8	1	55
三重県	51			7	6	64	52			19	18	89
滋賀県	27	1		9	3	39	29			13	1	43
京都府	18			4	8	30	23			5	8	36
大阪府	33			13		46	16			4	3	23
兵庫県	45	3		13	11	69	68	6		15	24	107
奈良県	33	2		4	4	41	42	1		36	30	108
和歌山県	32			2		34	30			10		40
鳥取県	27		2	3	5	37	29	1		9	3	41
島根県	25			4	4	33	24	1		3	2	29
岡山県	35			6	3	44	46			8	4	58
広島県	42	9		6	10	58	38	4		12	10	60
山口県	36			17		53	44			7	1	52
徳島県	33	3	2	12	6	53	46	1		16	22	84
香川県	24			5	3	32	42			20	5	67
愛媛県	50	3		1	3	54	36	4		20	24	80
高知県	14			14	3	31	23		1	7	32	63
福岡県	21	1	3	7	27	58	28		1	8	55	92
佐賀県	31			11	7	49	29			7	6	42
長崎県	45			13		58	18		1	12	4	35
熊本県	37			8		45	31	1		8	1	40
大分県	16	1		4		20	13			4	2	19
宮崎県	20			1	1	22	31				3	34
鹿児島県	35			5	5	45	53			12	6	71
沖縄県	29			4	1	34	20			10		30

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (6 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)		
休止			未測定	休止				未測定				
	(a)	(b)	(c)	(d)	(a+c+d)	(a)	(b)	(c)	(d)	(a+c+d)		
札幌市	1				1	2		2		4		
仙台市	3		1		4	7		1		8		
さいたま市	4			1	5	1		1		2		
千葉市	5		3		8	8		3	5	16		
横浜市	7		3		10	4		6	2	12		
川崎市	17				17	1				1		
新潟市	9		3	3	15	11	1	5	5	22		
静岡市	8		2		10	21	1	2	5	28		
浜松市	10		11		21	14		3	1	18		
名古屋市	3				3	11		5	2	18		
京都市	4		3	2	9	6		9		15		
大阪市	5		5		10	3		2	1	6		
堺市	3			2	5	7		2	5	14		
神戸市	2		1		3	10		3		13		
岡山市	23		6	3	32	12	1		2	15		
広島市	23		6	4	33	11	3	1		12		
北九州市	17	1	1		18	8		3		11		
福岡市	4		1		5	4		1		5		
函館市	1		2		3	3				3		
旭川市				1	1	4				4		
青森市	1		1	1	3	7		2	4	13		
盛岡市	5				5	7		1		8		
秋田市	2		3		5	4	1			4		
郡山市	1				1	5	2	2		7		
いわき市	5		1		6	2		1		3		
宇都宮市	5				5	3		2		5		
前橋市	3		2		5	11		4	4	19		
川越市	2	1			2	3				3		
船橋市	1				1	1		2	2	5		
柏市	1			1	2	1			5	6		
横須賀市	1				1	2				2		
相模原市	8		2	4	14	3				3		
富山市	8		1	1	10	13		2	1	16		
金沢市	4		3		7	4	4	3	1	9		
長野市	7		5		12	6		1		7		
岐阜市	1		3	1	5	3		2	1	6		
豊橋市	4				4	4				4		
岡崎市	5		1		6	6		4		10		
豊田市	3				3	4				4		
大津市	3				3	2		3		5		
高槻市	2				2	4		1		5		
東大阪市			2		2	2				2		
姫路市	6				6	9		2	3	14		
尼崎市	4		1		5	1		1		2		
西宮市	1				1							
奈良市	3		1		4	7	1	5		12		
和歌山市	9		3		12	8		5	1	14		
倉敷市	15		2	2	19	5				5		
福山市	3		7	4	14	17		7	9	33		
下関市	7		1		8	6				6		
高松市	8				8	8		1		9		
松山市	9		1		10	10		3	1	14		
高知市	1		1		2	11		4	5	20		
久留米市	2			2	4	2			5	7		
長崎市	3				3	6		2		8		
熊本市	5				5	7		2		9		
大分市	11		3	2	16	4		2	1	7		
宮崎市	2				2	8				8		
鹿児島市	8		5		13	10			1	11		
合計	2067	66	12	490	222	2791	2180	114	8	754	501	3443

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (7 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満(0.5㎡以上)						
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)
休止				未測定	休止					未測定		
北海道	17	2		2	1	20	11					11
青森県	5			4		9	8					8
岩手県	9			2	2	13	1					1
宮城県	8			2		10	5			1		6
秋田県	1					1	2			1		3
山形県	5	2		2		7	7	7		1	1	9
福島県	14					14	5			4		9
茨城県	24	1		8	1	33	9	2		1	3	13
栃木県	7	1		6	11	24	9	1		1	2	12
群馬県	12			10	1	23	3			2		5
埼玉県	47			20	21	88	10			3	2	15
千葉県	17	6		12	7	36	11	2		4	1	16
東京都	20	4		12	25	57	10	2		3	12	25
神奈川県	11			5	3	19	2			2		4
新潟県	13			5	10	28	9	4		4	6	19
富山県	7				1	8	2					2
石川県	4	1			2	6				1		1
福井県	9			4		13	2			3	1	6
山梨県	7			2		9	5			1		6
長野県	12			2		14	4			1		5
岐阜県	31			10	10	51	9			1	1	11
静岡県	32			9	1	42	12			10	3	25
愛知県	22			4		26	5			1		6
三重県	15	2		4	6	25	6			5	1	12
滋賀県	8	1		5	1	14	7			4		11
京都府	4				2	6						
大阪府	7			1		8	7			2		9
兵庫県	17	2		5	9	31	8			2	1	11
奈良県	7		1	2	4	14	1			1	1	3
和歌山県	2			7		9	3			2		5
鳥取県	3			1	3	7	1					1
島根県	2			1		3	4			2	2	8
岡山県	2			4	5	11	5			4		9
広島県	7	1	1	2	3	13	7	4		5	3	15
山口県	14			8		22	3			6		9
徳島県	8				1	9	3			1		4
香川県	11			5		16	4			1	2	7
愛媛県	10			6	12	28	11	2		2	3	16
高知県	3			6	6	15					4	4
福岡県	4			2	34	40	2				13	15
佐賀県	4			2	3	9	4		1			5
長崎県	3					3	3			1		4
熊本県	5			3		8	5			4		9
大分県	4	1		3	1	8	2			1		3
宮崎県	3					3						
鹿児島県	12			1		13	7	1				7
沖縄県	8			3		11	2			4		6

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (7 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満(0.5㎡以上)						
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)		
ばいじん等のみ報告施設数 (b)			休止 (c)	未測定 (d)				休止 (c)	未測定 (d)			
札幌市	3				3	2				2		
仙台市	1				1	1				1		
さいたま市	7			2	2	11		1		3		
千葉市	7			1		8		1		3		
横浜市	6			22	2	30		4	1	5		
川崎市	4					4	4			4		
新潟市	6		1	1	2	10	1		1	2		
静岡市	7			1	5	13	2		2	4		
浜松市				3	1	4	1			1		
名古屋市	7				2	9	6		1	7		
京都市	3			11		14			2	2		
大阪市	5			2		7						
堺市	3				3	6	1		1	2		
神戸市	2					2			1	1		
岡山市	2			1		3	2			2		
広島市	1					1	2			2		
北九州市							3	1		3		
福岡市												
函館市												
旭川市							1		2	3		
青森市	3					3	1		3	4		
盛岡市	2					2	6			7		
秋田市							1			1		
郡山市	5	1		1		6						
いわき市	2					2						
宇都宮市	2					2	1			1		
前橋市	4	1				4	2			2		
川越市	2	1				2						
船橋市	3					3						
柏市					2	2						
横須賀市				1		1	5			5		
相模原市	3					3			1	1		
富山市	6			2		8	2			2		
金沢市	6	2		1		7	1	1		1		
長野市				1		1						
岐阜市	2			2		4	1			1		
豊橋市	1					1						
岡崎市	6					6						
豊田市	2			1		3						
大津市	1					1						
高槻市												
東大阪市	2					2						
姫路市	6	1				6	1			1		
尼崎市	3					3						
西宮市							1			1		
奈良市				5	1	6			2	2		
和歌山市	2			3		5	1		5	7		
倉敷市				1	1	2	3			3		
福山市	2			2		4						
下関市							1			1		
高松市	1			1		2						
松山市					1	1						
高知市	1				1	2						
久留米市	3				3	6						
長崎市	2			2		4						
熊本市	1			1		2			1	1		
大分市				1	1	2			2	4		
宮崎市	1					1						
鹿児島市	3					3	1			1		
合計	638	30	3	261	213	1115	294	27	1	122	67	484

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 5 (8 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計											
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c) 未測定 (d)		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c) 未測定 (d)		報告対象施設数 (a+c+d)
北海道	224	8		43	2	269	243	8		45	2	290
青森県	109	2		23	5	137	112	2		23	5	140
岩手県	115		1	19	6	141	115		1	19	6	141
宮城県	110			26		136	113			27		140
秋田県	80			14		94	80			14		94
山形県	109	36		13	4	126	111	36		13	4	128
福島県	108	1	2	18	3	131	136	1	2	20	3	161
茨城県	269	29		124	54	447	309	29		126	55	490
栃木県	136	10		36	36	208	193	10		41	40	274
群馬県	131	1	1	21	5	158	142	1	1	21	7	171
埼玉県	259		1	58	37	355	299		1	64	44	408
千葉県	271	67		106	36	413	282	67		106	36	424
東京都	206	56	5	33	95	339	209	56	5	33	95	342
神奈川県	116			28	5	149	117			28	5	150
新潟県	127	9	1	28	81	237	139	9	1	28	84	252
富山県	82			6	2	90	110			17	2	129
石川県	65	9		11	14	90	66	9		11	14	91
福井県	102			21	3	126	119			23	3	145
山梨県	75			19	1	95	79			19	1	99
長野県	155			31	2	188	169			34	2	205
岐阜県	181	2		50	27	258	183	2		51	27	261
静岡県	252	1	1	70	26	349	308	1	1	77	34	420
愛知県	254		1	38	1	294	390		1	50	1	442
三重県	169	2		41	34	244	204	2		42	34	280
滋賀県	96	3		31	6	133	114	3		34	6	154
京都府	62			9	20	91	66			9	20	95
大阪府	133			29	3	165	147			34	3	184
兵庫県	186	12		36	51	273	197	12		36	51	284
奈良県	109	3	1	44	42	196	109	3	1	44	42	196
和歌山県	79			21		100	79			21		100
鳥取県	71	1	2	13	11	97	71	1	2	13	11	97
島根県	64	1		12	9	85	67	1		13	9	89
岡山県	105			23	12	140	108			23	12	143
広島県	116	22	1	29	30	176	121	22	1	29	30	181
山口県	131			42	1	174	142			47	1	190
徳島県	104	4	3	35	33	175	104	4	3	35	33	175
香川県	95			32	10	137	96			33	10	139
愛媛県	134	10		30	43	207	137	10		30	43	210
高知県	52		1	29	45	127	52		1	29	45	127
福岡県	72	3	4	19	156	251	84	3	4	19	168	275
佐賀県	84		1	20	17	122	86		1	20	18	125
長崎県	87		1	30	4	122	88		1	30	4	123
熊本県	105	1		23	1	129	126	1		32	1	159
大分県	48	5		13	3	64	48	5		13	3	64
宮崎県	71			1	4	76	72			1	4	77
鹿児島県	130	1		18	11	159	131	1		19	11	161
沖縄県	87			21	1	109	88			21	1	110

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上

表 - 5 (8 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計											
	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)
休止 (c)				未測定 (d)	休止 (c)					未測定 (d)		
札幌市	26			3	29	27			3	30		
仙台市	27			2	30	29			3	33		
さいたま市	28			4	35	28			4	35		
千葉市	36			8	49	37			9	51		
横浜市	43			40	88	46			40	92		
川崎市	50				51	55				56		
新潟市	34		4	10	68	34		4	10	68		
静岡市	50	1		9	69	65	1		10	89		
浜松市	41			20	63	42			21	65		
名古屋市	41			10	55	56			11	74		
京都市	28			32	62	33			36	71		
大阪市	47			12	60	59			12	72		
堺市	26			3	43	38			3	55		
神戸市	34			6	40	34			6	40		
岡山市	47		1	8	61	47		1	8	61		
広島市	46	3		8	59	48	3		8	61		
北九州市	50	2		6	56	59	2		7	66		
福岡市	21			2	23	21			2	23		
函館市	7			2	9	7			2	9		
旭川市	9			2	12	9			2	12		
青森市	21			8	35	21			8	35		
盛岡市	26			1	28	26			1	28		
秋田市	13	1		4	17	14	1		4	18		
郡山市	17	4		4	21	17	4		4	21		
いわき市	28			2	30	33			2	35		
宇都宮市	20			4	24	21			4	25		
前橋市	27	1		6	37	30	1		6	40		
川越市	12	2		2	14	13	2		2	15		
船橋市	15			2	19	17			2	21		
柏市	10				18	10				18		
横須賀市	16			1	17	16			1	17		
相模原市	21			3	28	21			3	28		
富山市	31			5	38	37			8	47		
金沢市	22	7	1	7	31	22	7	1	7	31		
長野市	17			7	24	17			7	24		
岐阜市	17			8	27	19			8	29		
豊橋市	15				15	21				21		
岡崎市	22			7	29	24			7	31		
豊田市	16			1	17	47			5	52		
大津市	11			3	16	11			3	16		
高槻市	13			1	14	13			1	14		
東大阪市	15			2	17	15			2	17		
姫路市	41	1		2	46	58	1		7	68		
尼崎市	17			3	20	17			3	20		
西宮市	8				8	8				8		
奈良市	14	1		13	28	14	1		14	29		
和歌山市	29			16	47	35			16	53		
倉敷市	44			6	53	53			7	71		
福山市	28			17	61	30			20	66		
下関市	17			1	18	27			3	30		
高松市	22			2	24	24			2	26		
松山市	25			6	33	26			6	34		
高知市	16			6	28	16			6	28		
久留米市	10				20	11			2	23		
長崎市	15			4	19	15			4	19		
熊本市	18			4	22	18			4	22		
大分市	25			9	40	29			9	44		
宮崎市	15	3		2	17	15	3		2	17		
鹿児島市	28			5	34	28			6	36		
合 計	7394	325	33	1798	1153	10378	8224	325	33	1910	1208	11375

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上

表 - 6 (1 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道			1	1			1	1				
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												1
東京都												15
神奈川県												
新潟県												
富山県			2	2			2	2				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1	1	5	5	2	2	8	8				
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県			1	1			1	1				
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表 - 6 (1 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												1
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市				1				1				
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市									4			4
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市									3			3
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市									1	1		1
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												2
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	1	9	10	2	2	12	13	9	1	0	28

表 - 6 (2 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道								3				3
青森県												3
岩手県								2				
宮城県					1	1		1	3	3		3
秋田県					2			2				
山形県												1
福島県				2				3				
茨城県	1	1		3	2			2	7	7		13
栃木県					1			7	2			5
群馬県								1				
埼玉県				2	1	1		2	1	1		3
千葉県								3				10
東京都												3
神奈川県									1			1
新潟県								4	1			7
富山県					1			1	2			2
石川県					2			5				2
福井県				1				2				3
山梨県								2				
長野県					3			5	1			6
岐阜県				3					3			6
静岡県								3				1
愛知県	1			1	9			9	3			3
三重県									1			1
滋賀県												2
京都府												1
大阪府												3
兵庫県	1			4				2				2
奈良県								3				2
和歌山県				2				3	1			1
鳥取県				2								1
島根県								6				2
岡山県												
広島県					1			1				7
山口県								3				4
徳島県								1				7
香川県					1	1		1				
愛媛県									1			4
高知県								1				1
福岡県												
佐賀県								2	1			3
長崎県					8	8		8				
熊本県												
大分県												
宮崎県												2
鹿児島県				2				1	1			4
沖縄県									2	1		2

表 - 6 (2 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市									1			1
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市								1				2
静岡市								1				1
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市								1				3
大阪市								1				2
堺市												
神戸市												
岡山市									2	2		2
広島市			1	1				1	2			2
北九州市												
福岡市									1			1
函館市												1
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市								1				
郡山市	2	1		3	1			1	5	2		7
いわき市												
宇都宮市				2								
前橋市												
川越市												1
船橋市												
柏市												3
横須賀市												
相模原市												1
富山市									1	1		1
金沢市												
長野市								1	1			2
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市					3	3		3				
豊田市								1				
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市									1	1		1
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市									1			1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市									1	1		1
松山市												2
高知市												
久留米市												
長崎市									2			2
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				2								
合計	5	2	1	30	37	14	0	102	49	19	0	161

表 - 6 (3 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				小 計			
	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道				2								8
青森県				1				2				6
岩手県												2
宮城県					1	1		1	5	5		5
秋田県									2			2
山形県												1
福島県				1								6
茨城県					2			2	12	8		20
栃木県									3			12
群馬県				1								2
埼玉県				3	1	1		2	3	3		12
千葉県				4								18
東京都				4				1				23
神奈川県	2			2					3			3
新潟県				2				1	1			14
富山県					1			1	4			4
石川県				2					2			9
福井県												6
山梨県												2
長野県									4			11
岐阜県	1			1					4			10
静岡県								1	1			6
愛知県	4			4					17			17
三重県									1			1
滋賀県												2
京都府												1
大阪府								1				4
兵庫県				1					1			9
奈良県												5
和歌山県									1			6
鳥取県												3
島根県				1				1				10
岡山県	2			2					2			2
広島県								1	1			9
山口県				3								10
徳島県				1								9
香川県									1	1		1
愛媛県	1			2				1	2			7
高知県												2
福岡県												
佐賀県								1	1			6
長崎県	1	1		2					9	9		10
熊本県												
大分県												
宮崎県				1								3
鹿児島県									1			7
沖縄県					2	1		2	4	2		4

表 - 6 (3 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5㎡以上)				小 計			
	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市									1			1
仙台市												
さいたま市				1				3				4
千葉市												
横浜市												
川崎市				1								1
新潟市												3
静岡市												3
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市				1								5
大阪市												3
堺市												
神戸市												
岡山市									2	2		2
広島市							1		2		1	5
北九州市												
福岡市									1			1
函館市												1
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												1
郡山市	5	1		6					17	4		21
いわき市												
宇都宮市												2
前橋市												
川越市												1
船橋市												
柏市				1								4
横須賀市												
相模原市				2					3			6
富山市	1	1		1					2	2		2
金沢市												
長野市									1			3
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市					1	1		1	4	4		4
豊田市				1								2
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市									1	1		1
尼崎市									1	1		1
西宮市												
奈良市												
和歌山市	2			2	1			1	4			4
倉敷市												
福山市				1								3
下関市												
高松市									1	1		1
松山市												2
高知市												
久留米市												
長崎市									2			2
熊本市												
大分市												
宮崎市	1			1					1			1
鹿児島市				1								3
合 計	20	3	0	59	9	4	0	24	129	43	1	404

表 - 6 (4 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 都道府県別)

	合 計			報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
	報告 施設数	うち、ば いじん等 未測定施 設数	ばいじん 等のみ報 告施設数	
北海道	1			9
青森県				6
岩手県				2
宮城県	5	5		5
秋田県	2			2
山形県				1
福島県				6
茨城県	12	8		20
栃木県	3			12
群馬県				2
埼玉県	3	3		12
千葉県				18
東京都				23
神奈川県	3			3
新潟県	1			14
富山県	6			6
石川県	2			9
福井県				6
山梨県				2
長野県	4			11
岐阜県	4			10
静岡県	1			6
愛知県	25			25
三重県	1			1
滋賀県				2
京都府				1
大阪府				4
兵庫県	1			9
奈良県				5
和歌山県	1			6
鳥取県				3
島根県				10
岡山県	2			2
広島県	1			9
山口県	1			11
徳島県				9
香川県	1	1		1
愛媛県	2			7
高知県				2
福岡県				
佐賀県	1			6
長崎県	9	9		10
熊本県				
大分県				
宮崎県				3
鹿児島県	1			7
沖縄県	4	2		4

表 - 6 (4 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別 - 政令市別)

	合 計			
	報告施設数	うち、ばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市	1			1
仙台市				
さいたま市				4
千葉市				
横浜市				
川崎市				1
新潟市				3
静岡市				3
浜松市				
名古屋市	1			1
京都市				5
大阪市				3
堺市				
神戸市				
岡山市	2	2		2
広島市	2		1	5
北九州市				1
福岡市	1			1
函館市				1
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				1
郡山市	17	4		21
いわき市				
宇都宮市				2
前橋市				
川越市				1
船橋市				
柏市				4
横須賀市				
相模原市	3			6
富山市	2	2		2
金沢市				
長野市	1			3
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市	4	4		4
豊田市				2
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市	1	1		1
尼崎市	1	1		1
西宮市				
奈良市				
和歌山市	4			4
倉敷市				
福山市				3
下関市				
高松市	1	1		1
松山市				2
高知市				
久留米市				
長崎市	2			2
熊本市				
大分市				
宮崎市	1			1
鹿児島市				3
合 計	141	43	1	417

表 - 7 (1 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	硫酸塩ハルブ (クラフトハルブ) 又は亜硫酸ハルブ (サルファイトハルブ) の 製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設			カバート法アセレンの製造の用に供する アセレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	5	1	6						
青森県	1		1						
岩手県									
宮城県	2		2						
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県				1		1			
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県						1	1		
富山県	1		1						
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県	1		1						
静岡県	1		1						
愛知県	1		1						
三重県	1		1						
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県	1		1						
奈良県									
和歌山県									
鳥取県	1		1						
島根県	1		1						
岡山県									
広島県	2		2						
山口県	1		1						
徳島県	1		1						
香川県				1		1			
愛媛県	1		1						
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県	1		1						
大分県									
宮崎県	1		1						
鹿児島県	1		1						
沖縄県									

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (1 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ) 又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の 製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設				カバート法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設				硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
新潟市			1	1								
静岡市							1	1				
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	26	1	1	28	3	0	2	5	0	0	0	0

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (2 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミ繊維の製造の用に供する 塵ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設			塩化ビニル/PPの製造の用に供する 二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (2 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	アルミ繊維の製造の用に供する 塵ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設			塩化ビニル/PP-の製造の用に供する 二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市									1			1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	4	0	0	4

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (3 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	加 ¹ の ² の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、 ³ の ⁴ 分離施設、 廃ガス洗浄施設			加 ¹ の ² 又は ³ の ⁴ の製造の用に供 する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-加 ¹ の ² の製造の用に 供する ³ の ⁴ 施設、乾燥施設 及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (3 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	加 ² の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シロ ² 分離施設、 廃ガス洗浄施設				加 ² 又はシ ² の製造の用に供 する水洗施設、廃ガス洗浄施設				4-加 ² 外酸水素トリ ² の製造の用に 供するろ過施設、乾燥施設 及び廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (4 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	2,3-ジブチル-1,4-ナフトールの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設			ジブチルナフトールの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジブチルナフトール洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b) 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県	1		1						
茨城県									
栃木県							1		1
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県							4		4
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							3		3
愛知県									
三重県									
滋賀県							1		1
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県				1		1			
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (4 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	2,3-ジブチル-1,4-ナフトールの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジブチルナフトールの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジブチルナフトール洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市									1			1
川崎市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	13	0	0	13

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (5 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の 用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水 又は廃液を排出するもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道									7			7
青森県	1			1					3			3
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									8	1		9
茨城県									11	6		17
栃木県									1	1		2
群馬県									4	1		5
埼玉県									7	2		9
千葉県									17	1		18
東京都									3			3
神奈川県									1		1	2
新潟県									4	2	4	10
富山県									5			5
石川県									4			4
福井県									8			8
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									13	1		14
静岡県					2			2	29	5		34
愛知県									16	4		20
三重県									2			2
滋賀県									1			1
京都府									2		1	3
大阪府									9	2		11
兵庫県									5	1	1	7
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県									1			1
島根県									1	2		3
岡山県												
広島県									1			1
山口県									11	2		13
徳島県									7	1		8
香川県									3			3
愛媛県	1			1					5			5
高知県									1			1
福岡県	1			1					3		1	4
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									2			2
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (5 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の 用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水 又は廃液を排出するもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市									1			1
さいたま市									4			4
千葉市									3			3
横浜市									7			7
川崎市									12			12
新潟市									1			1
静岡市									5	1	3	9
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1		1	2
神戸市									1			1
岡山市									2			2
広島市									1			1
北九州市									4			4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市									2			2
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
川越市											7	7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市									3			3
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									2	1		3
岡崎市									1			1
豊田市												
大津市									1			1
高槻市												
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									6			6
福山市									1			1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市										2		2
久留米市											1	1
長崎市									1			1
熊本市									1			1
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	4	0	0	4	2	0	0	2	296	36	20	352

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (6 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			70種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告事業場数	未報告事業場数		報告対象事業場数	報告事業場数	未報告事業場数		報告事業場数	未報告事業場数			
	(a)	休止 (b)	未測定 (c)	(a+b+c)	(a)	休止 (b)	未測定 (c)	(a+b+c)	(a)	休止 (b)	未測定 (c)	(a+b+c)
北海道	1			1					4	1		5
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県	1			1								
福島県												
茨城県					1			1	4			4
栃木県									3			3
群馬県					2			2	2	1		3
埼玉県					2			2	10			10
千葉県					1			1	3			3
東京都									20	1		21
神奈川県									12			12
新潟県												
富山県					1			1	3			3
石川県												
福井県									1			1
山梨県									1			1
長野県									3			3
岐阜県									2			2
静岡県					2			2	2			2
愛知県					1			1	7			7
三重県												
滋賀県									1		1	2
京都府									2			2
大阪府					1			1	14			14
兵庫県									5			5
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									4			4
島根県									1			1
岡山県									1			1
広島県												
山口県									1			1
徳島県												
香川県					1			1				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県									1			1
長崎県									2			2
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					2			2	1			1

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (6 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			70種類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 事業場数 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市									5			5
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市	1			1					2			2
横浜市	1			1					6			6
川崎市	1			1					2			2
新潟市							1	1	1			1
静岡市					1			1	2			2
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									4			4
大阪市									8			8
堺市									2			2
神戸市									5			5
岡山市									1			1
広島市									5			5
北九州市									3			3
福岡市									3			3
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市							1	1	1			1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市									2			2
相模原市												
富山市						1		1	2			2
金沢市									1			1
長野市									3			3
岐阜市									2			2
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
高槻市									1			1
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
西宮市									2			2
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1		1		1
久留米市												
長崎市									1			1
熊本市									2			2
大分市												
宮崎市									1			1
鹿児島市									1			1
合計	5	0	0	5	17	1	2	20	211	5	1	217

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (7 a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告事業場数	未報告事業場数		報告対象事業場数	報告事業場数	未報告事業場数		報告対象事業場数
	(a)	休止 (b)	未測定 (c)	(a+b+c)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)
北海道					17	2		19
青森県					6			6
岩手県	1			1	4			4
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県					1			1
福島県					9	1		10
茨城県					16	6		22
栃木県		1		1	5	2		7
群馬県					9	2		11
埼玉県					19	2		21
千葉県	3			3	25	1		26
東京都					23	1		24
神奈川県					13		1	14
新潟県	2		2	4	6	2	7	15
富山県					14			14
石川県					4			4
福井県					9			9
山梨県					2			2
長野県					3			3
岐阜県					16	1		17
静岡県					40	5		45
愛知県	2			2	28	4		32
三重県					3			3
滋賀県					3		1	4
京都府					4		1	5
大阪府					24	2		26
兵庫県					12	1	1	14
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					6			6
島根県					3	2		5
岡山県					1			1
広島県	1			1	4			4
山口県	1			1	16	2		18
徳島県					8	1		9
香川県	1			1	6			6
愛媛県	2			2	10			10
高知県					1			1
福岡県	1			1	5		1	6
佐賀県					2			2
長崎県					2			2
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県					4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					3			3

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 7 (7 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別 - 政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					5			5
仙台市					3			3
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	7			7
横浜市	2			2	18			18
川崎市	1			1	16			16
新潟市					2		2	4
静岡市					9	1	4	14
浜松市					3			3
名古屋市					10			10
京都市					4			4
大阪市					9			9
堺市					3		1	4
神戸市					6			6
岡山市					3			3
広島市					6			6
北九州市					7			7
福岡市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	2			2
前橋市					3		1	4
川越市							7	7
船橋市								
柏市								
横須賀市					2			2
相模原市								
富山市	1			1	6	1		7
金沢市					1			1
長野市					3			3
岐阜市					2			2
豊橋市					3	1		4
岡崎市					1			1
豊田市								
大津市					2			2
高槻市					1			1
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					5			5
西宮市					2			2
奈良市								
和歌山市					5			5
倉敷市					8			8
福山市					2			2
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市					1			1
高知市					1	3		4
久留米市							1	1
長崎市					2			2
熊本市					3			3
大分市	2			2	4			4
宮崎市					1			1
鹿児島市					1			1
合 計	25	1	2	28	613	44	28	685

注) 平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表 - 8 (1 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		加工類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県					1	
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県					2	
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県	1	1				
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県			1	1		
滋賀県						
京都府						
大阪府					1	
兵庫県					4	
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表 - 8 (1 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	Alニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの		Zn類の破壊の用に供する施設のうちフラマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						1
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市				1		
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	1	1	1	10	0	1

表 - 8 (2 a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	下水道終末処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				1
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				2
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県			1	1
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県			1	1
滋賀県				
京都府				
大阪府				1
兵庫県				4
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表 - 8 (2 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	下水道終末処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				1
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市		1		2
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	0	1	2	13

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	514	12
文書指導件数	653	35
一時使用停止命令	0	0
その他	3	0

注) 未報告1件に対し、平成21年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表 - 10 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(都道府県別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	1							
青森県		2						
岩手県	1							
宮城県	9	2						
秋田県								
山形県	15							
福島県								
茨城県	10							
栃木県	43							
群馬県	2							
埼玉県	25	6						
千葉県	7	44		1				
東京都	94							
神奈川県	9							
新潟県								
富山県	1	53				6		
石川県	7	2						
福井県	13	16			5			
山梨県	14	67				2		
長野県								
岐阜県	11	9		1				
静岡県	3	2						
愛知県	2	1						
三重県	4							
滋賀県	7	39			1	4		
京都府	3				1			
大阪府	3							
兵庫県	51							
奈良県	2	48						
和歌山県								
鳥取県		4						
島根県	8							
岡山県	15	1						
広島県								
山口県	1	16						
徳島県	23	47						
香川県	6	4						
愛媛県	15	25						
高知県	16							
福岡県								
佐賀県	4							
長崎県								
熊本県	5							
大分県	12							
宮崎県	4							
鹿児島県		91						
沖縄県	2							

注) 未報告 1 件に対し、平成 21 年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 10 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市	1							
千葉市		39				8		
横浜市								
川崎市	1							
新潟市		48				15		
静岡市		14						
浜松市	2							
名古屋市	5							
京都市	2	1						
大阪市	1	1						
堺市		36						
神戸市								
岡山市	3	12						
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市	1							
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市	2							
川越市								
船橋市	3							
柏市								
横須賀市	4				3			
相模原市								
富山市								
金沢市		1						
長野市	1							
岐阜市	18				2			
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	4	4						
尼崎市								
西宮市								
奈良市	1							
和歌山市								
倉敷市	1							
福山市	10	3		1				
下関市	1	1						
高松市								
松山市		14						
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市	1							
大分市	2							
宮崎市								
鹿児島市	2							
合計	514	653	0	3	12	35	0	0

注) 未報告1件に対し、平成21年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 1 1 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況

(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	34	0
口頭指導件数	36	0
文書指導件数	16	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	2	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成21年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成21年4月1日～平成22年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成22年3月31日現在	
対策地域の指定件数（累計）	5
対策事業実施中の指定対策地域数	0
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	3

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0

表 - 3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況

(特定事業場種類別 - 都道府県別)

	大気基準適用施設のみ 設置する事業場		水質基準対象施設のみ 設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表 - 3 (b) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況

(特定事業場種類別 - 政令市別)

	大気基準適用施設のみ 設置する事業場		水質基準対象施設のみ 設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成22年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 さいたま市、 横浜市、川崎市、 名古屋市、柏市、 高知市	5団体 神奈川県、山梨県、 三重県、横浜市、 川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）注1）

水質基準対象施設	平成21年 3月31日現在 の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	瀬戸内 法からの移行 注4)	瀬戸内 法への移行 注4)	廃止等 注5)	平成22年3月31日 現在の設置基数 a + b + c + d1 - d2 - e	特定 事業場数 注6)	平成21年 3月31日 現在の 設置基数	平成22年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
	a	b	c	d1	d2	e	a + b + c + d1 - d2 - e				
硫酸塩ハル（クワトロハル）又は亜硫酸ハル（例クワイトハル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	72	0	0	0	0	1	71	24	0	0	0
カハイト法での製造の用に供するアセチン洗浄施設	53	0	0	0	0	1	52	37	0	0	0
硫酸加硫の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	0	22	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0
塩化ビニル等の製造の用に供する二塩化エチン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
加圧液の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0
クワトロハル又はジハル等の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
4-アミノ酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	3	3	1	0	0	0
2,3-ジメチル-1,4-ナフチノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
誘導体、ハル等の製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルハル、イソハル洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	78	0	0	0	0	1	77	34	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	26	2	0	0	0	0	28	6	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	253	0	0	0	0	1	252	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	1,986	20	6	0	0	77	1,985	922	15 (6)	15 (9)	9 (5)
PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	814	43	2	0	0	30	829	392	0	0	0
707類の破壊の用に供する施設のうち「ラジウム」反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2,800	63	8	0	0	107	2,764	1,314	15 (6)	15 (9)	9 (5)
下水道終末処理施設	128	0	0	0	0	0	128	17	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	58	3	2	0	0	3	60	36	0	0	0
合計	252	1	1	-	-	2	252	220	0	0	0
	42	0	0	0	0	1	41	21	2	2 (0)	2 (0)
	3,822	69	11	0	0	122	3,780	1,730	17 (6)	17 (9)	11 (5)

注1）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）注1)

水質基準対象施設	平成21年 3月31日現在 の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	法から の移行 注4)	法への 移行 注4)	廃止等 注5)	平成22年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法第5条 不許可 件数
	a	b	c	d1	d2	e	a+b+c+d1-d2-e		
硫酸塩Ba ²⁺ (カドバト ⁺)又は亜硫酸Ba ²⁺ (カドアイト ⁺)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	7	0
カドバト ⁺ 法アセチンの製造の用に供するアセチン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カドムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7-メチルニヒドロキシの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ニヒドロキシの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カドバト ⁺ の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキチン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カドバト ⁺ 又はシロキチン ⁺ の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-カドバト ⁺ の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジカドバト ⁺ の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シロキチン ⁺ の製造の用に供する二塩化エチレン分離施設、還元誘導体分離施設、二酸化シリコン誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、シロキチン ⁺ の製造の用に供する水洗施設、乾燥施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
7-メチルニヒドロキシの製造の用に供する短焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	10	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	205	4	0	0	0	1	208	74	0
	30	0	0	0	0	0	30	11	0
小計	235	4	0	0	0	1	238	85	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7-メチルニヒドロキシの破壊の用に供する施設のうち7-メチルニヒドロキシ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	0	0	0	0	0	11	7	0
合計	290	14	0	0	0	1	303	110	0

注1) 法に基づき届出は含まない。
 注2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉（4t/時以上） 既設施設基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.3	1	行政	改善等を文書指導。	北九州市

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時） 新設施設基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.8	1	行政	改善命令及び一時停止命令〔法ならびに廃棄物処理法に基づく措置〕。施設使用停止継続中。	新潟市
15	1	設置者	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.12ng-TEQ/m ³ N）。	前橋市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時） 既設施設基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
8.5	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.1ng-TEQ/m ³ N）。	秋田県
13	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	山形県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設施設基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
20	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.36ng-TEQ/m ³ N）。	青森県
6.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.7ng-TEQ/m ³ N）。	青森県
10	5	行政	改善等を文書指導。H22.4.21施設使用廃止届出。	青森県
5.4	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（4.3ng-TEQ/m ³ N）。	岩手県
6	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.46ng-TEQ/m ³ N）。	茨城県
13	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m ³ N）。	群馬県
22	5	設置者	再測定を口頭指導。再測定で基準値以下（2.5ng-TEQ/m ³ N）。	埼玉県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.24ng-TEQ/m ³ N）。	千葉県
19	5	設置者	設置者による再測定で基準値以下（0.49ng-TEQ/m ³ N）も同時報告。改善等を口頭指導。	千葉県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
15	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.0ng-TEQ/m ³ N）。	福井県
5.3	5	設置者	改善等を文書指導。H22.6.29施設使用廃止届出。	愛知県
7.3	5	行政	改善等を文書指導。H22.6.8施設使用廃止届出。	京都府
13	5	行政	改善等を文書指導。行政による測定で基準値以下（0.5ng-TEQ/m ³ N）。	島根県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
7.5	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	山口県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	香川県
6.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	香川県
15	5	設置者	改善及び原因究明を口頭指導。報告の徴収を文書指導。H21.8.24施設使用廃止届。	愛媛県
46	5	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(1.9ng-TEQ/m ³ N)。改善報告書の提出を口頭指導。	高知県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.074ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
5.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.54ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
6.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
13	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.63ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
9.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.11ng-TEQ/m ³ N)。	千葉市
7.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.5ng-TEQ/m ³ N)。	広島市
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5ng-TEQ/m ³ N)。施設点検と再測定を口頭指導。	前橋市
85	5	行政	改善等を文書指導。対策実施中。	柏市
6.5	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m ³ N)。	長野市
6.9	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	長崎市

平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限り。)を含む。

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 既設施設基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
14	10	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	北海道
14	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.2ng-TEQ/m ³ N)。	北海道
35	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.5ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
32	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	茨城県
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の行政による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
34	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(8.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
16	10	設置者	H22.1.18施設使用廃止届出。	千葉県
11	10	行政	改善等を文書指導[法ならびに廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。	千葉県
19	10	行政	改善等を文書指導。設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	東京都
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.47ng-TEQ/m ³ N)。	山梨県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
51	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
37	10	設置者	自主測定の実施を口頭指導後超過判明。施設使用停止継続中。	静岡県
35	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m ³ N)。	島根県
81	10	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	岡山県
67	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	徳島県
19	10	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	佐賀県
25	10	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	長崎県
27	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.7ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
24	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
22	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.7ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
74	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
15	10	行政	改善等を文書指導。H22.2.4施設使用廃止届。	京都市
15	10	行政	改善命令及び一時停止命令。H22.3.30施設使用廃止届。	長野市
83	10	行政	改善命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。	福山市

廃棄物焼却炉のばいじん等

測定結果 (ng-TEQ/g)	基準値 (ng-TEQ/g)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.2	3	行政	ばいじんの適正保管及び処分について文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。適正処分実施予定。	山形県
150	3	設置者	ばいじんの適正処理等について口頭指導。	埼玉県
7.5	3	行政	飛灰の処理が進まないため、改善及び使用停止を文書指導。施設使用停止継続中。	香川県
3.3	3	行政	飛灰を特定有害産業廃棄物として扱うよう文書指導。	沖縄県
3.5	3	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/g)。	さいたま市
4.5	3	設置者	改善等を文書指導。	さいたま市

注1)平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2)平成21年度中及び平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
18	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4pg-TEQ/L)。	北海道
24	10	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.000021pg-TEQ/L)。改善後の行政による測定で基準値以下(0.0032pg-TEQ/L)。	東京都
18	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。設置者による自主測定を実施予定。	北九州市

注1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成21年度中及び平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況

(大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成22年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		65	3
措置後の対応状況	基準達成	35	2
	対策実施中	16	1
	廃止	7	0
	休止	7	0

注) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
に、それ以降の状況(平成22年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

(平成22年4月1日～平成22年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	400	6
文書指導件数	132	5
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	42	0
その他	8	2

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表 - 7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	2				1					
青森県	2									
岩手県	1									
宮城県										
秋田県										
山形県	4	1								
福島県	7									
茨城県	8									
栃木県	26									
群馬県										
埼玉県	16	1				1				
千葉県	4	9								
東京都	66									
神奈川県	2	4		2						
新潟県	19	35			1		1			
富山県										
石川県										
福井県	3	2								
山梨県	9	2								
長野県										
岐阜県	13									
静岡県	4	2								
愛知県	2	2								
三重県	25									
滋賀県	6					1				
京都府	20					1				
大阪府	3									
兵庫県	48	3				1				
奈良県										
和歌山県										
鳥取県	11									
島根県	7									
岡山県	3									
広島県	10									
山口県					1					2
徳島県										
香川県	10									
愛媛県	1									
高知県										
福岡県	3	2		40						
佐賀県	3	11								
長崎県	4									
熊本県										
大分県	3									
宮崎県	1				1					
鹿児島県		5								
沖縄県										

注) 表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成22年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況

(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用 停止命令	法34条第1 項の立入 検査に伴 う測定を 実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
新潟市	14					2				
静岡市	7	12								
浜松市										
名古屋市										
京都市	2									
大阪市	1									
堺市		38						4		
神戸市										
岡山市	4									
広島市	3									
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市	1									
青森市	1	1								
盛岡市	1									
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
川越市										
船橋市	2									
柏市										
横須賀市										
相模原市										
富山市	2									
金沢市										
長野市										
岐阜市	2									
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市	1									
尼崎市										
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市	1									
倉敷市	2									
福山市	2	2								
下関市										
高松市										
松山市	1									
高知市										
久留米市										
長崎市					4					
熊本市										
大分市	6									
宮崎市										
鹿児島市										
合 計	400	132	0	42	8	6	5	0	0	2

注) 表 - 5 及び表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成22年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成22年4月1日～平成22年6月30日）

大気基準適用施設		平成22年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成22年6月30日 までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する 焼結炉		5	0	0	5	0	0
製鋼用電気炉		11	2	2	11	0	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		1	0	0	1	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		95	53	14	87	3	44
廃棄物 焼却炉	4t/h以上	71	56	32	60	1	34
	2t/h以上 4t/h未満	100	94	63	99	0	32
	2t/h未満 <small>注6)</small>	1,627	1,003	300	1,575	51	704
	小計	1,798	1,153	395	1,734	52	770
合計		1,910	1,208	411	1,838	55	814

注1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成20年度から引き続き休止状態にある施設及び平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成22年4月1日～平成22年6月30日）

水質基準対象施設	平成22年3月31日現在の未報告事業場数 <small>注2）注4）</small>		左記に計上した事業場の平成22年6月30日までの状況 <small>注5）注6）</small>			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 ^{ナトリウム} （ケイ酸 ^{ナトリウム} ）又は亜硫酸 ^{ナトリウム} （チオ硫酸 ^{ナトリウム} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1	1	0	0
カーボン法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設	0	2	1	0	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル ^{モノマー} の製造の用に供する二塩化 ^{エチレン} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ^{シロキサン} 分離施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
^{カルシウム} 又は ^{ジカルシウム} の製造の用に供する水洗施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
4- ^{カルボキシル} 酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3- ^{ジカルボキシル} -1,4- ^{ナフトリン} の製造の用に供するろ過施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
^{ジチチン} パイロレットの製造の用に供する ^{ニトロ化} 誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、 ^{ニトロ化} 誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、 ^{ジチチン} パイロレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{廃ガス} 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る ^{廃ガス} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	36	20	7	37	0	12
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^{プラズマ} 反応施設、 ^{廃ガス} 洗浄施設及び湿式集じん施設	1	2	1	1	1	0
下水道終末処理施設	5	1	1	5	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	2	2	1	0	0
合計	44	28	13	45	1	13

注1）特定事業場から公共水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成20年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表 - 10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								2	2			
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							3		3			
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1		1			
岡山県												
広島県												
山口県							5		5			
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市							1			1		
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1			1		
福山市	3			3								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	0	5	0	0	11	2	2	11	0	0

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (2 b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (3 a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 2 2 年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (3 b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1				1	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県												
岩手県												
宮城県							1				1	
秋田県												
山形県												
福島県							2			2		
茨城県							2					2
栃木県							5	4	1	5		3
群馬県								2				2
埼玉県							6	7	3	6		4
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								1		1		
富山県							11			11		
石川県												
福井県							2			2		
山梨県												
長野県							3			3		
岐阜県							1			1		
静岡県							7	6	1	7		5
愛知県	2			2			7			7		
三重県							1			1		
滋賀県							3			3		
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	1					1						
愛媛県												
高知県												
福岡県								10	3			7
佐賀県								1	1			
長崎県												
熊本県							8			8		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市							1	4	2			3
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3	2			2
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							2			2		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市								8				8
福山市												
下関市							2			2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							2			2		
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市							1	1	1	1		
合計	3	0	0	2	0	1	87	47	14	80	3	37

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県												
岩手県												
宮城県							1				1	
秋田県												
山形県												
福島県							2			2		
茨城県		1				1	2	1				3
栃木県							5	4	1	5		3
群馬県								2				2
埼玉県							6	7	3	6		4
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								1		1		
富山県							11			11		
石川県												
福井県							2			2		
山梨県												
長野県							3			3		
岐阜県							1			1		
静岡県		2				2	7	8	1	7		7
愛知県							9			9		
三重県							1			1		
滋賀県							3			3		
京都府												
大阪府	1					1	5			5		
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県							1					1
愛媛県												
高知県												
福岡県		2				2		12	3			9
佐賀県								1	1			
長崎県												
熊本県							8			8		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市		1				1		1				1
川崎市												
新潟市												
静岡市							1	4	2			3
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3	2			2
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2		3		3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	2					2		4		4		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市								5		5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市								1				1
和歌山市												
倉敷市									8			8
福山市												
下関市								2		2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市								2		2		
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1	1	1	
合計	5	6	0	5	0	6	95	53	14	87	3	44

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		1	1				2			2		
青森県	2			2			1	2		1		2
岩手県												
宮城県							1			1		
秋田県												
山形県								1				1
福島県												
茨城県	2	1		2		1	2	6	3	2		3
栃木県	2			2			4	3	3	4		
群馬県												
埼玉県	3			3			6	4	4	6		
千葉県	4			3	1		11			11		
東京都	3	15	10	3		5	2	7	5	2		2
神奈川県	1			1			3			3		
新潟県		8	8				1	19	18	2		
富山県												
石川県								2	2			
福井県	1			1			1			1		
山梨県							4			4		
長野県							1			1		
岐阜県							2	2	2	2		
静岡県	2	1		2		1	4	2		4		2
愛知県	6			6			3			3		
三重県		3				3	6			6		
滋賀県		1	1									
京都府								2	2			
大阪府	5			5			4			4		
兵庫県	1	3	3	1				3	2			1
奈良県		2				2	1	1		1		1
和歌山県												
鳥取県												
島根県							2	1		2		1
岡山県							1			1		
広島県		1				1	4	3	2	4		1
山口県	3			3			1			1		
徳島県	1			1			5	4	2	5		2
香川県							1			1		
愛媛県	1			1				1	1			
高知県							2			2		
福岡県	1	9	2			8	1	18	7			12
佐賀県		1	1									
長崎県							4			4		
熊本県												
大分県							1					1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							1			1		
仙台市								1				1
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3			2			2		
川崎市		1				1						
新潟市		5	5					5	5			
静岡市	2					2						
浜松市	1			1			2			2		
名古屋市	4					4						
京都市	7			7								
大阪市	3			3								
堺市		3				3		1				1
神戸市	1			1								
岡山市							1			1		
広島市							1	1		2		
北九州市	2			2								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市		1	1				2			2		
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市							1					1
いわき市												
宇都宮市	1			1			1			1		
前橋市												
川越市	2					2						
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	2			2								
豊田市												
大津市								2	2			
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市	1			1								
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2			2			1			1		
福山市							1	3	3	1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市							1			1		
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市	1					1						
宮崎市							2			2		
鹿児島市												
合計	71	56	32	60	1	34	100	94	63	99	0	32

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	23			23			16			16		
青森県	6	1		6		1	10	2		10	1	1
岩手県	5	3	2	6			12	1		12		1
宮城県	6			6			16			16		
秋田県	10			10			3			3		
山形県	7			7			3	2	2	3		
福島県	8	3		11			6			6		
茨城県	13	1		13		1	98	42	2	98	1	39
栃木県	7	1		8			16	19	1	18	3	13
群馬県	5	1		6			4	3	1	4		2
埼玉県	13	6	3	14	1	1	13	4	2	11	2	2
千葉県	12	3	2	12		1	63	25	9	62	3	14
東京都	6	17	2	6		15	7	19	4	6	2	14
神奈川県	7	1	1	6	1		10	1		10		1
新潟県	7	26	23	10			11	12	7	13		3
富山県	3			3			3	1	1	3		
石川県	1	3	1	3			9	7	2	9		5
福井県	4	1		4		1	8	1		8		1
山梨県	5			5			7	1	1	7		
長野県	14	1		14		1	13	1		13		1
岐阜県	21	5	3	18		5	16	9	6	12		7
静岡県	21	5	1	20		5	24	14	1	26	1	10
愛知県	16			16			8	1		9		
三重県	7	6	4	7	1	1	19	18	2	19	1	15
滋賀県	9	3	3	9			13	1	1	13		
京都府	4	8	8	4			5	8	5	4	1	3
大阪府	13			13			4	3		4		3
兵庫県	13	11	8	13		3	15	24	15	13		11
奈良県	4	4		4		4	36	30	3	36		27
和歌山県	2			2			10			10		
鳥取県	3	5	4	3		1	9	3	2	9		1
島根県	4	4	3	4		1	3	2	1	3		1
岡山県	6	3	1	8			8	4	2	9		1
広島県	6	10	9	6		1	12	10	8	12		2
山口県	17			17			7	1		7		1
徳島県	12	6	1	12		5	16	22	5	16	1	16
香川県	5	3	2	5		1	20	5		20	1	4
愛媛県	1	3		2		2	20	24	3	27		14
高知県	14	3		14		3	7	32	2	7		30
福岡県	7	27	7			27	8	55	4			59
佐賀県	11	7	6	11		1	7	6	4	7		2
長崎県	13			13			12	4	2	13		1
熊本県	8			8			8	1	1	8		
大分県	4					4	4	2				6
宮崎県	1	1	1	1				3	1			2
鹿児島県	5	5	5	5			12	6	5	12		1
沖縄県	4	1	1	4			10			10		

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							2			2		
仙台市	1					1	1			1		
さいたま市		1	1				1			1		
千葉市	3			3			3	5		3		5
横浜市	3			2	1		6	2		6		2
川崎市												
新潟市	3	3	3	3			5	5	5	5		
静岡市	2					2	2	5	1		2	4
浜松市	11			11			3	1		3		1
名古屋市							5	2				7
京都市	3	2	2	3			9			9		
大阪市	5			5			2	1	1	2		
堺市		2				2	2	5				7
神戸市	1			1			3			3		
岡山市	6	3	1	7		1		2	1			1
広島市	6	4		7	3		1			1		
北九州市	1			1			3		1	2		
福岡市	1			1			1			1		
函館市	2			2								
旭川市		1	1									
青森市	1	1		2			2	4	2	2		2
盛岡市							1			1		
秋田市	3			3								
郡山市							2			1		1
いわき市	1			1			1			1		
宇都宮市							2			2		
前橋市	2			2			4	4		4	1	3
川越市												
船橋市							2	2		2		2
柏市		1				1		5				5
横須賀市												
相模原市	2	4	1	2	1	2						
富山市	1	1	1	1			2	1	1	2		
金沢市	3			3			3	1		3		1
長野市	5		1	4			1			1		
岐阜市	3	1	1	3			2	1	1	2		
豊橋市												
岡崎市	1			1			4			4		
豊田市												
大津市							3			3		
高槻市							1			1		
東大阪市	2			2								
姫路市							2	3		2		3
尼崎市	1			1			1			1		
西宮市												
奈良市	1					1	5					5
和歌山市	3			3			5	1		5		1
倉敷市	2	2	2	2								
福山市	7	4	4	7			7	9	5	7		4
下関市	1			1								
高松市							1			1		
松山市	1			1			3	1		4		
高知市	1			1			4	5		9		
久留米市		2	1			1		5				5
長崎市							2			1	1	
熊本市							2			2		
大分市	3	2		3		2	2	1		2		1
宮崎市												
鹿児島市	5			5				1	1			
合計	490	222	120	486	8	98	754	501	124	736	21	374

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5m以上)					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2	1		2		1						
青森県	4			4								
岩手県	2	2	1	2		1						
宮城県	2			2			1			1		
秋田県							1			1		
山形県	2			1	1		1	1	1		1	
福島県							4			4		
茨城県	8	1		8		1	1	3		1		3
栃木県	6	11	5	6		6	1	2	1	2		
群馬県	10	1		10		1	2			2		
埼玉県	20	21	3	23	1	14	3	2		2	2	1
千葉県	12	7	2	12	1	4	4	1		3	1	1
東京都	12	25	3	11	2	21	3	12		3	3	9
神奈川県	5	3		5		3	2			2		
新潟県	5	10	7	6	2		4	6	4	4		2
富山県		1	1									
石川県		2				2	1			1		
福井県	4			4			3	1		3		1
山梨県	2			1	1		1			1		
長野県	2			2			1			1		
岐阜県	10	10	4	8		8	1	1		1		1
静岡県	9	1		8	1	1	10	3	1	10	1	1
愛知県	4			4			1			1		
三重県	4	6	2	4		4	5	1	1	3	2	
滋賀県	5	1	1	5			4			4		
京都府		2	2									
大阪府	1			1			2			2		
兵庫県	5	9	1	5	1	7	2	1	1	2		
奈良県	2	4	1	2		3	1	1		1		1
和歌山県	7			7			2			2		
鳥取県	1	3		1		3						
島根県	1			1			2	2		2		2
岡山県	4	5		4		5	4			1		3
広島県	2	3	3	2			5	3	2	5		1
山口県	8			8			6			6		
徳島県		1	1				1			1		
香川県	5			5			1	2	1			2
愛媛県	6	12		4		14	2	3		2		3
高知県	6	6		6		6		4				4
福岡県	2	34				36		13				13
佐賀県	2	3	2	2		1						
長崎県							1			1		
熊本県	3			3			4			4		
大分県	3	1				4	1					1
宮崎県												
鹿児島県	1			1								
沖縄県	3			3			4			4		

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満(0.5m以上)					
	平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況				平成22年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市	2	2		2	2		1			1		
千葉市	1			1			1			1		
横浜市	22	2		22		2	4	1		4		1
川崎市												
新潟市	1	2	2	1			1			1		
静岡市	1	5		1		5	2					2
浜松市	3	1		3		1						
名古屋市		2				2	1					1
京都市	11			11			2			2		
大阪市	2			2								
堺市		3				3	1					1
神戸市							1			1		
岡山市	1			1								
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市							2			2		
青森市							3			3		
盛岡市								1				1
秋田市												
郡山市	1					1						
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市		2				2						
横須賀市	1			1								
相模原市							1					1
富山市	2			2								
金沢市	1			1								
長野市	1			1								
岐阜市	2			2								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	1			1								
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市	5	1				6	2					2
和歌山市	3			3			5	1	1	5		
倉敷市	1	1	1	1								
福山市	2			2								
下関市												
高松市	1			1								
松山市		1	1									
高知市		1		1								
久留米市		3				3						
長崎市	2			2								
熊本市	1			1			1			1		
大分市	1	1		1		1	2	2		2		2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	261	213	43	247	12	172	122	67	13	106	10	60

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (10a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	43	2	1	43		1	45	2	1	45		1
青森県	23	5		23	1	4	23	5		23	1	4
岩手県	19	6	3	20		2	19	6	3	20		2
宮城県	26			26			27			26	1	
秋田県	14			14			14			14		
山形県	13	4	3	11	2	1	13	4	3	11	2	1
福島県	18	3		21			20	3		23		
茨城県	124	54	5	124	1	48	126	55	5	124	1	51
栃木県	36	36	10	40	3	19	41	40	11	45	3	22
群馬県	21	5	1	22		3	21	7	1	22		5
埼玉県	58	37	12	59	6	18	64	44	15	65	6	22
千葉県	106	36	13	103	6	20	106	36	13	103	6	20
東京都	33	95	24	31	7	66	33	95	24	31	7	66
神奈川県	28	5	1	27	1	4	28	5	1	27	1	4
新潟県	28	81	67	35	2	5	28	84	69	36	2	5
富山県	6	2	2	6			17	2	2	17		
石川県	11	14	5	13		7	11	14	5	13		7
福井県	21	3		21		3	23	3		23		3
山梨県	19	1	1	18	1		19	1	1	18	1	
長野県	31	2		31		2	34	2		34		2
岐阜県	50	27	15	41		21	51	27	15	42		21
静岡県	70	26	3	70	3	20	77	34	4	77	3	27
愛知県	38	1		39			50	1		51		
三重県	41	34	9	39	4	23	42	34	9	40	4	23
滋賀県	31	6	6	31			34	6	6	34		
京都府	9	20	17	8	1	3	9	20	17	8	1	3
大阪府	29	3		29		3	34	3		34		3
兵庫県	36	51	30	34	1	22	36	51	30	34	1	22
奈良県	44	42	4	44		38	44	42	4	44		38
和歌山県	21			21			21			21		
鳥取県	13	11	6	13		5	13	11	6	13		5
島根県	12	9	4	12		5	13	9	4	13		5
岡山県	23	12	3	23		9	23	12	3	23		9
広島県	29	30	24	29		6	29	30	24	29		6
山口県	42	1		42		1	47	1		47		1
徳島県	35	33	9	35	1	23	35	33	9	35	1	23
香川県	32	10	3	31	1	7	33	10	3	31	1	8
愛媛県	30	43	4	36		33	30	43	4	36		33
高知県	29	45	2	29		43	29	45	2	29		43
福岡県	19	156	20			155	19	168	23			164
佐賀県	20	17	13	20		4	20	18	14	20		4
長崎県	30	4	2	31		1	30	4	2	31		1
熊本県	23	1	1	23			32	1	1	32		
大分県	13	3				16	13	3				16
宮崎県	1	4	2	1		2	1	4	2	1		2
鹿児島県	18	11	10	18		1	19	11	10	19		1
沖縄県	21	1	1	21			21	1	1	21		

注) 表 - 5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等

(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市	3			3			3			3		
仙台市	2	1		1		2	3	1		2		2
さいたま市	4	3	1	4	2		4	3	1	4	2	
千葉市	8	5		8		5	9	5		9		5
横浜市	40	5		39	1	5	40	6		39	1	6
川崎市		1				1		1				1
新潟市	10	20	20	10			10	20	20	10		
静岡市	9	10	1	1	2	15	10	14	3	1	2	18
浜松市	20	2		20		2	21	2		21		2
名古屋市	10	4				14	11	7	2			16
京都市	32	2	2	32			36	2	2	34	2	
大阪市	12	1	1	12			12	1	1	12		
堺市	3	14				17	3	14				17
神戸市	6			6			6			6		
岡山市	8	5	2	9		2	8	5	2	9		2
広島市	8	5		10	3		8	5		10	3	
北九州市	6		1	5			7		1	6		
福岡市	2			2			2			2		
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2	1	1	2			2	1	1	2		
青森市	8	6	3	9		2	8	6	3	9		2
盛岡市	1	1		1		1	1	1		1		1
秋田市	4			4			4			4		
郡山市	4			1		3	4			1		3
いわき市	2			2			2			2		
宇都宮市	4			4			4			4		
前橋市	6	4		6	1	3	6	4		6	1	3
川越市	2					2	2					2
船橋市	2	2		2		2	2	2		2		2
柏市		8				8		8				8
横須賀市	1			1			1			1		
相模原市	3	4	1	2	1	3	3	4	1	2	1	3
富山市	5	2	2	5			8	2	2	8		
金沢市	7	1		7		1	7	1		7		1
長野市	7		1	6			7		1	6		
岐阜市	8	2	2	8			8	2	2	8		
豊橋市												
岡崎市	7			7			7			7		
豊田市	1			1			5			5		
大津市	3	2	2	3			3	2	2	3		
高槻市	1			1			1			1		
東大阪市	2			2			2			2		
姫路市	2	3		2		3	7	3		7		3
尼崎市	3			3			3			3		
西宮市												
奈良市	13	1				14	14	1				15
和歌山市	16	2	1	16		1	16	2	1	16		1
倉敷市	6	3	3	6			7	11	3	7		8
福山市	17	16	12	17		4	20	16	12	20		4
下関市	1			1			3			3		
高松市	2			2			2			2		
松山市	6	2	1	7			6	2	1	7		
高知市	6	6		12			6	6		12		
久留米市		10	1			9	2	10	1	2		9
長崎市	4			3	1		4			3	1	
熊本市	4			4			4			4		
大分市	9	6		8		7	9	6		8		7
宮崎市	2			2			2			2		
鹿児島市	5	1	1	5			6	2	2	6		
合計	1798	1153	395	1734	52	770	1910	1208	411	1838	55	814

注) 表 - 5 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (1 a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	硫酸塩パルプ (クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ (サルファイトパルプ) の 製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カーボイド法アセロンの製造の用に供する アセロンの洗浄施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								1	1			
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ) 又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の 製造の用に供する塩素 又は塩素化合物による漂白施設						カーボイド法セリンの製造の用に供する セリン洗浄施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市		1	1									
静岡市								1				1
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	1	1	1	0	0	0	2	1	0	0	1

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						70ㄲ類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県	6			6								
栃木県	1			1								
群馬県	1			1								
埼玉県	2			2								
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県		1		1								
新潟県	2	4	4	2								
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県	5			5								
愛知県	4			4								
三重県												
滋賀県												
京都府		1	1									
大阪府	2			2								
兵庫県	1	1		1		1						
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県	2			2								
岡山県												
広島県												
山口県	2			2								
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1	1									
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						70ㄲ類の破壊の用に供する施設のうち ﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市								1	1			
静岡市	1	3		1		3						
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市		1				1						
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市								1			1	
川越市		7				7						
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市								1		1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	1			1								
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市	2			2								
久留米市		1	1									
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	36	20	7	37	0	12	1	2	1	1	1	0

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場 又は事業場から排出される 水の処理施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県							1			1		
群馬県	1			1								
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県								2	2			
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県		1	1									
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	下水道終末処理施設						水質基準対象施設を設置する工場 又は事業場から排出される 水の処理施設					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況				平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市	1			1								
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	1	1	5	0	0	1	2	2	1	0	0

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成 22 年 4 月 1 日から 6 月 30 日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 都道府県別)

	合計					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	2			2		
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県	1			1		
茨城県	6			6		
栃木県	2			2		
群馬県	2			2		
埼玉県	2			2		
千葉県	1			1		
東京都	1			1		
神奈川県		1		1		
新潟県	2	7	7	2		
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県	1			1		
静岡県	5			5		
愛知県	4			4		
三重県						
滋賀県		1	1			
京都府		1	1			
大阪府	2			2		
兵庫県	1	1		1		1
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	2			2		
岡山県						
広島県						
山口県	2			2		
徳島県	1			1		
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県		1	1			
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表 - 11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別 - 政令市別)

	合計					
	平成22年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成22年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市		2	2			
静岡市	1	4		1		4
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市		1				1
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市	1			1		
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市		1			1	
川越市		7				7
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市	1			1		
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市	1			1		
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市	3			3		
久留米市		1	1			
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	44	28	13	45	1	13

注) 表 - 7 の設置者による測定結果未報告施設からの、平成22年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。